

生駒市都市計画マスタープラン

<構想(素案)>

平成22年11月29日

目 次

序 章 都市計画マスタープランの位置づけ	1
1. 都市計画マスタープランの位置づけと目的	1
2. 計画対象区域および目標年次	1
3. 計画の構成	2
第1章 都市の将来像	3
1. 生駒市を取り巻く社会環境の変化	3
2. 市民意向	4
3. 生駒市の特性と主要課題	5
4. 将来像	7
5. 将来人口	8
6. 都市づくりの目標	9
7. 将来の都市構造	10
第2章 全体構想	13
1. 土地利用の方針	13
2. 目標実現に向けてのまちづくり方針	18
2-1 「豊かな自然が輝く環境まちづくり」の方針	18
2-2 「みんなが住み続けたいブランドまちづくり」の方針	23
2-3 「誰もが移動しやすいコンパクトなまちづくり」の方針	29
2-4 「みんなが住み続けられる安全・安心なまちづくり」の方針	35
3. 分野別のまちづくり方針（分野別に再整理した方針）	43
3-1 市街地・住宅の整備・誘導の方針	44
3-2 都市施設の整備・誘導の方針	51
3-3 自然的環境の保全・形成の方針	60
3-4 都市景観形成の方針	62
3-5 安全・安心のまちづくり方針	64
第3章 地域別構想	
第4章 実現に向けて	
1. まちづくりの基本姿勢	
2. まちづくり実現に向けての方策	
3. 市民主体のまちづくりの支援充実	
参考資料	
1. 計画策定の経緯	
2. 用語の解説	

第8回
専門部
会で
議論

第9回
専門部
会で
議論

序章. 都市計画マスタープランの位置づけ

1. 都市計画マスタープランの位置づけと目的

1) 計画の位置づけと目的

○生駒市が進める「都市づくり」の指針となる計画です。

- 都市計画法によって、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、各市町村における策定が義務づけられています。
- 市の総合計画が市政全般にわたる総合的な指針であるのに対して、「都市計画マスタープラン」は、土地利用や市街地整備、都市施設整備(道路、公園、河川、下水道など)、自然環境保全、景観形成、防災まちづくりなど、まちの整備・開発・誘導や保全に関する、より具体的な指針としての役割を果たすものです。

○計画策定(見直し)の背景と目的

- 今回の計画見直しについては、上位計画である「生駒市総合計画(基本構想)」および「奈良県都市計画区域マスタープラン」の改定・見直しとの整合性を確保するとともに、人口減少社会の到来や、都市計画法・景観法その他の各種法制度等の改正、市民参加型まちづくりの希求など、大きく変化している環境の変化を踏まえつつ、将来における適切な対応を図っていくため、見直しを図ったものです。

2) 計画の役割

○生駒市が実施する「都市計画」の根拠となる計画です。

- 都市づくりを計画的に行うためには、土地利用の規制・誘導や、主要な都市施設の整備、市街地開発事業等の都市計画を適切に推進していくことが必要であり、そのために必要な事項を指針として定めるのが「都市計画マスタープラン」です。
- 市町村が実施する都市計画は、「都市計画マスタープラン」に即して実施する必要があり、都市計画を中心とする今後の都市づくりの根拠となる、重要な指針です。

○市民とともに、良好なまちづくりを進めるための、共通のバイブルとなる計画です。

- 良好なまちづくりを実現していくためには、官民協働によるまちづくり活動の実践と、そのための将来ビジョン・目標の共有化が重要であり、そのための指針としての計画でもあります。

(都市計画マスタープランの役割)

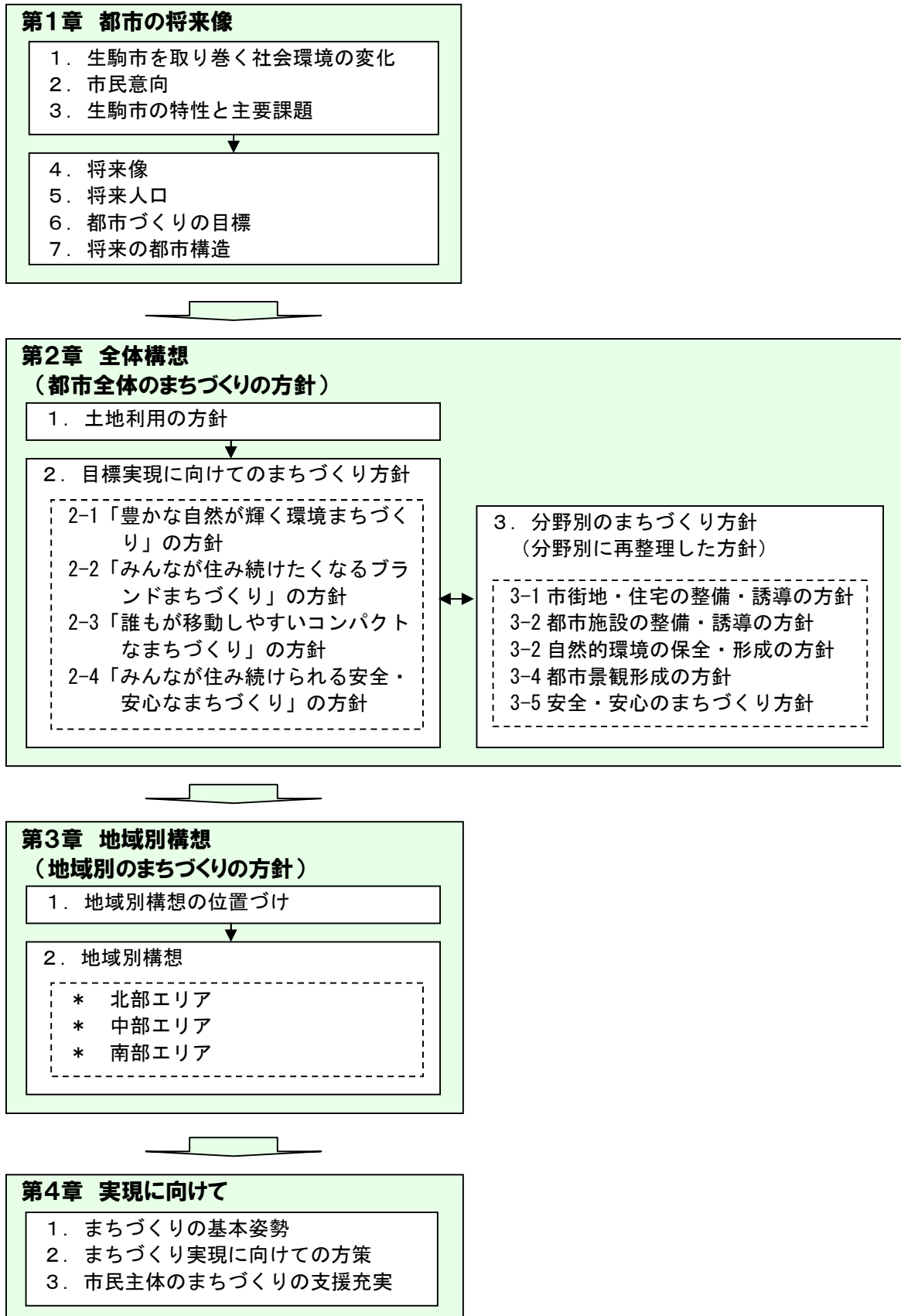
- まちづくりの将来像や目標を示します。
- 都市計画や個別のまちづくりを進める際の指針を示します。
- 市民との協働のまちづくり推進の指針を示します。

2. 計画対象区域および目標年次

- 計画区域は、市域全域(全域が都市計画区域)を対象とします。
- 計画の目標年次は、20年後のまちの姿を展望しつつ、概ね10年後の平成32年とします。

3. 計画の構成

本計画の構成は、以下の通りです。



第1章. 都市の将来像

1. 生駒市を取り巻く社会環境の変化

将来のまちづくりに向けて留意すべき「本市を取り巻く社会環境の変化」は、以下の通りです。

① 少子高齢社会の到来

- 全国的な人口減少傾向の中、本市においても長期的な人口減少が想定され、人口維持のための都市間競争の激化が予想されます。このため、高齢者が安心して住み続けられる環境の充実や、若者の定着や子育て支援の促進など、現居住者の定住促進が重要です。
- 人口減少社会において、まちを支える人口活力をアップするためには、交流人口や雇用など、昼間人口の拡大も重要です。

② 環境配慮や持続可能なまちづくりの重要性

- 地球環境に配慮したまちづくりへの要請が一層強くなる中であって、本市は自然環境に囲まれた特性を有しており、自然環境の保全と環境共生の取組みの充実が求められます。
- 南北に長い市域において、比較的恵まれた鉄道網等の公共交通機関の整備充実等もあり、宅地開発等が進展してきた経緯もあり、コンパクトなまちづくりに十分留意することが必要です。

③ 安全・安心ニーズの高まり

- 高齢化の進展や近年の大規模災害等の発生を背景に、防災やバリアフリーなど、安全・安心なまちづくりへのニーズが高まっており、十分留意することが必要です。

④ 景観や質を重視したまちづくりニーズの高まり

- 社会資本整備の進展に伴い、量から質を重視したまちづくりや、地域固有の資源（個性）を活かしたまちづくりが強く求められてきており、近年の景観法等の支援制度等の充実も踏まえつつ、まちの活性化に積極的に活かしていく視点が重要です。

⑤ 効率的効果的な都市運営の必要性

- 人口減少社会の到来、社会経済情勢の不透明性等を背景に、厳しい行財政運営が求められており、既存ストックの有効活用や、協働の取組み強化、産業基盤の強化等の重要性が高まっています。

⑥ 市民参加・市民自治の必要性

- 地域主権改革や市民自治等の取組みが全国で広がっており、自助・共助の取組みの活性化や、地域への愛着やコミュニティの増進、まちづくりや地域の活性化への市民パワーの活用促進の重要性が高まっています。

2. 市民意向

将来のまちづくりに向けて留意すべき「市民意向」は、以下の通りです。

(計画策定に伴い実施した市民アンケート調査結果に基づく)

① 自然や緑の保全の重要性

- 市の魅力や将来像について、自然や緑の豊かさをあげる声が高いものの、“開発などにより身近な自然環境が減少しつつある”や“自然や農地などの緑が減少し、環境や景観が悪くなった”とする声が高く、生駒市の最大の魅力および住宅都市の付加価値として、自然や緑の保全の重要度は極めて高い状況です。
- 自然の保全のみならず、“農地の保全”や“まちなかの緑化”に関する重要度が増加しており、身近な生活環境の中で、うるおいや安らぎを求める声が伺えます。

② 自然等の地域資源の活用促進の要望

- “身近な公園や広場の整備”、“既存の公園・広場の周辺緑化・美化”、“河川・ため池などの水辺景観”など、既存資源を活かした取組みへの要望が高くなっています。
- “ジョギングや散歩が楽しめる緑道等の整備”や“自然と親しめる公園の整備”の要望が高いなど、自然とのふれあいや健康志向に対するニーズも伺え、留意が必要です。
- 自然・歴史的資源の保全だけでなく、その活用を望む声が高く、また、“まちなみの美しさなど景観のよさ”に対する要望が高く、交流・体験空間としての活用や、景観への取組みの強化が必要です。
- 地域資源の保全に関して、“屋外広告物の景観”や“ごみの不法投棄”への懸念が伺え、適切な対応が必要です。

③ 駅前の質の高い環境・景観形成や、身近な買い物利便性の向上の要望

- 生駒駅前やけいはんな新線の駅周辺の開発等に伴う商業機能の整備もあり、“日常の買物の便利さ”への不満度は若干減少しているが、今後の重要度は高くなっています。
- “駅前の景観”への評価は低く、“駅前や商店街の魅力ある景観形成”が望まれており、玄関口等における質の高い景観・環境形成への要望が高い状況です。
- 一方で、中心駅だけでなく、“駅周辺で日常的に必要な店舗・サービス施設などの集積が少ない”や“住宅地内で日常生活に必要な店舗・サービス施設等が乏しく不便だ”など、身近な駅周辺における商業サービス機能充実への声も高く、留意すべきです。

④ 歩道等の身近な交通環境の充実の要望

- けいはんな新線・新駅や関連道路基盤等もあり、“道路・交通機関の発達した便利なまち”という本市のイメージが上昇しており、道路・交通環境整備の一定の効果が伺えるものの、歩道の整備や、駐車・駐輪対策に関する要望が相対的に高い状況です。
- 全体の中での重要度は上位でないものの、高齢化を受けて、バスサービスへの要望が増大しており、留意が必要です。

⑤ 身近な暮らしの安全・安心の向上の要望

- “バリアフリー化”に関する項目で満足度が上昇しており、一定の施策実施効果が伺えるが、高齢社会の影響もあり、依然として要望が高い状況です。
- “災害や犯罪”対策や“福祉のまち”への要望が全般的に高く、防災・防犯や医療・福祉等に関する問題意識が高くなっており、適切な対応が必要です。

3. 生駒市の特性と主要課題

1) 生駒市の特性

本市の特性(魅力)としては、大きく、以下のような点があげられ、まちづくりに積極的に活かしていくことが必要です。

① 自然(緑)が豊かなまち、緑に囲まれたまち

- 生駒山・矢田丘陵の豊かな緑に市街地が囲まれた都市構造を呈しており、眺望景観、緑に囲まれたやすらぎある環境を提供するとともに、自然体験・学習等の拠点ともなっています。
- 山林のみならず、「竹林、棚田、市街地周辺に広がる田園風景」や「竜田川・富雄川等の市街地を縦貫する水辺」など、多彩なみどり資源を有しており、身近な緑環境にあふれた住宅地を形成しています。
- 住宅団地での生垣緑化や花を活かした取組など、市民主体のまちなか緑化の活動がさかんです。
- 生駒の自然に育まれた歴史文化等の多彩な地域資源(宝山寺等の歴史文化資源、暗がり峠など)を有し、周辺の緑と一体となった拠点を形成しており、奈良市・大和郡山市・斑鳩等との観光ネットワークも期待される立地条件を有しています。
- そうした生駒の豊かで多彩な緑環境は、まちの大きな魅力であり財産となっており、住宅都市の大きな付加価値となっています。

② 良好な住宅地としてのブランド

- 公共施設が整った敷地規模の大きな大規模住宅開発の進展や、けいはんな新線開通に伴う駅周辺等での都市型住宅の立地など、良好な住宅地、および自然や緑の豊かな住宅街の広がるまちとしてのブランドイメージを有しています。
- 地区計画や緑化等のまちづくり活動とともに、各種コミュニティ活動も活発です。

③ 大都市に近接する優れた立地性や交通条件

- 大都市への近接性や、優れた交通条件(広域幹線、鉄道など)を活かして、比較的人口成長性の高さを維持しています。
- 南北に長い市域の中にあって、鉄道網の整備進展により、鉄道を中心に公共交通の利便性が比較的高くなっています。
- 優れた立地性・交通条件を活かし、学研都市や大規模工場、主要駅周辺の商業等の拠点開発の進展など、広域的な機能や定住環境の充実が進展しています。

2) 都市づくりの主要課題

以上の社会環境変化、市民意向、本市の特性等を踏まえた、主要課題は、以下の通りです。

① 生駒の資産を守り、伸ばし活かすまちづくりの必要性

- 生駒らしい環境・景観を守り育てるまち
- 生駒の自然や歴史文化に親しみ愛着を育てるまち

- 生駒の自然(みどり)を守り、活かすまち
 - ・山林・水辺・田園等の環境の保全と活用
 - ・生駒らしい、山並み・眺望景観の保全
 - ・地域資源を活かした景観整備
- 身近なみどりあふれる、うるおいあるまち
 - ・まちなかの緑化推進
 - ・身近な緑を増やし、質の高いまちなみ景観の形成
 - ・公園・緑地のネットワーク化
- みどりに囲まれた質の高い生駒ブランドの住宅地
 - ・自然や緑豊かな住宅地としてのブランド強化
- 生駒の歴史文化を育み、活かすまち
 - ・多彩な歴史文化資源の保全
 - ・歴史文化資源を各地域の活性化に活かす取組強化
 - ・地域の観光交流資源のネットワーク化と観光・交流人口の増大

② 既存ストックを活かした持続可能なまちづくりの必要性

- 活力ある拠点が連携するまち

- 拠点が連携する賑わいあるまち(コンパクトなまち)
 - ・中心拠点の商業等広域魅力強化、高質景観形成
 - ・各地域の特色ある身近な商業サービス等機能の充実
 - ・コンパクトシティ(機能集約的な都市)
- 活力ある産業のあるまち
 - ・学研都市の活性化、企業誘致の推進

- 移動しやすいまち

- 拠点を連携する交通ネットワークの形成(移動しやすいまち、交通利便性を活かしたまち)
 - ・公共交通利用環境の維持・充実
 - ・駅周辺のバリアフリー
 - ・主要道路網の整備
 - ・駅周辺の駐車・駐輪対策の充実

- 住み続けたいまち

- 安全・安心なまち
 - ・災害に強いまち
 - ・高齢者の居住継続の支援充実
 - ・若年層の定住促進や子育て支援機能の充実
- 快適な生活環境のあるまち
 - ・身近な道路、下水道、公園・広場等の整備

③ 協働のまちづくりの必要性

- 行政が先導で進める「推進」、市民とともに進める「協働」、市民主体で進める「支援」を明確にした、協働のまち

4. 将来像

まちづくりの基本理念および将来像については、市の総合計画に即し、以下のように設定します。

まちづくりの基本理念

1 市民主体のまちづくり

まちづくりの主体は市民です。市民主体のまちづくりの基本ルールを定めた条例等に基づき、あらゆる分野における、市民の参画、市民・事業者・行政の協働を推進します。

2 自助・共助・公助

身近な暮らしに関わるまちづくりにおいては、まず「自助」（自分自身が行う）、次に「共助」（周囲や地域が協力する）、そして「公助」（行政が支援する）という考え方を基本とします。

3 持続可能な都市経営

少子・高齢化の進行、増え続ける社会保障経費、厳しい財政状況、地球環境問題の深刻化など、これまでの様々なシステムの持続可能性を大きく揺るがす変化が本市を取り巻いています。こうした変化に対応するため、既存の方法を不断に見直し、次世代へ引き継ぐための持続可能な都市経営を行います。

まちづくりの将来像

“ 市民が創る めくもりと活力あふれるまち・ 生駒 ”

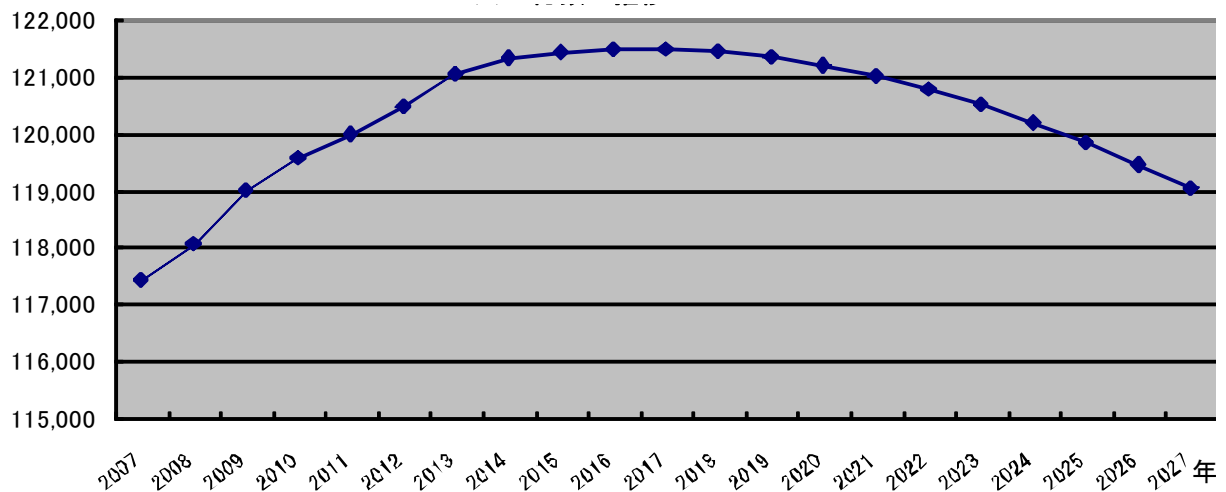
5. 将来人口

将来人口については、市の総合計画に即し、以下のように設定します。

1) 総人口の見通し

本市の将来の総人口は、今後社会動態がゼロ(転入と転出が均衡)で推移すると、少子化の影響で計画期間の当初から自然動態(出生・死亡の差)がマイナスに転じるため、次第に減少していくことが見込まれます。

本市の平成32年(2020年)における総人口については、過去の人口動態を踏まえつつ、今後の少子・高齢化の進展を想定し、さらに、本市における計画期間中の住宅開発計画や子育て・勤労世代の定住を促すための政策的な取組を総合的に考慮して、新たな住宅開発や政策的な取組によって社会動態(転入・転出の差)がプラスで推移することを想定し、現状の人口規模から微増した水準のおおむね121,000人とします。(本計画で想定する総人口及び世帯数の中に、学研高山地区第2工区への転入等は含まれません。)



2) 年齢別人口構成の見通し

本市においては今後急速に高齢化が進展する状況にあり、平成20年(2008年)において19.0%の老年人口比率(65歳以上)は、平成20年(2010年)には20.3%、平成32年(2020年)において26.6%となる見込みです。

また、年少人口比率(14歳以下)は、上記の期間において、14.5%から11.8%へ減少、生産年齢人口比率(15~64歳)は、66.6%から61.7%へ減少する見込みです。

6. 都市づくりの目標

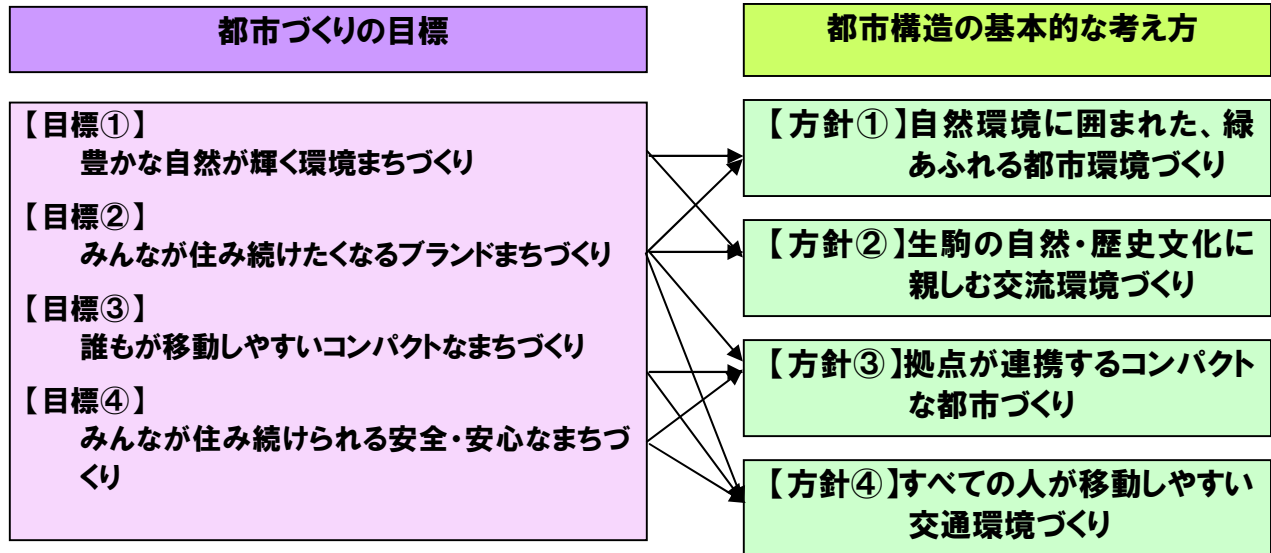
以上の主要課題や将来像等を踏まえ、以下のように都市づくりの目標を設定します。

目標の柱	めざす方向	留意すべき事項
【目標①】 豊かな自然が輝く環境まちづくり	<p>生駒の最大の魅力である豊かで多彩な自然的環境を、みんなで守り、誇りある輝く資産として、未来に継承していきます。</p> <p>また、まちなかの緑化推進、自然・田園等の地域資源を活かした交流環境の充実など、地域の活性化に積極的に活かしていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者の啓発・インセンティブによる市街地の緑化推進 ・地球温暖化・ヒートアイランド対策としての水辺や緑の保全 ・緑の保全創出とネットワーク化による生態系の保全 ・水辺や緑地のアメニティ向上 ・環境保全などの市民への啓発・参加の促進 ・協働のまちづくりのための人材育成
【目標②】 みんなが住み続けたくなるブランドまちづくり	<p>生駒の特色である優良な住宅地としての住環境の維持・増進や、良好な景観を守り高め更なるブランドイメージの強化に役立てる取組みの強化など、若者も含めて住み続けたい、住みたくなるようなブランド力を高めるまちづくりを進めます。</p> <p>また、学研都市の機能集積や優れた交通条件を活かした産業機能の強化を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・優良住宅地としての生駒ブランドの継承・発展 ・交流を生み出す生駒らしい歴史文化遺産や産業などの地域資源の保全と活用 ・生駒山系の眺望確保や田園風景の継承と、市街地の良好な景観の保全・創出 ・駅前などの都市拠点における個性ある景観の創出 ・景観美化などの市民への啓発・参加の促進 ・協働のまちづくりのための人材育成 ・学研都市の機能集積による産業機能と雇用環境の強化による職住近接の実現
【目標③】 誰もが移動しやすいコンパクトなまちづくり	<p>中心拠点への都市機能集積強化や、地域拠点への日常的な生活支援機能の充実など、拠点駅の優れた条件を活かした商業・交流等の機能の集約化とコンパクトなまちづくりを進めます。</p> <p>また、拠点等を連携する幹線道路ネットワークの充実や、拠点駅周辺整備と連携した公共交通を利用しやすい環境づくりなど、誰もが移動しやすい、交流等の各種活動がさかんなまちづくりを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前などの都市拠点整備による公共交通の利用促進 ・生駒駅周辺などの中心拠点への都市機能の集積による利便性向上と活性化の促進 ・主要公共施設や都市拠点を結ぶ幹線ネットワークの充実 ・公共交通サービスの充実とバリアフリーの推進
【目標④】 みんなが住み続けられる安全・安心なまちづくり	<p>快適な生活環境の向上、安全・安心の確保、コミュニティ形成や交流促進など、各地域で抱える課題に対応して、既存の公共施設や地域資源等を積極的に活用しつつ、みんなで協働して考え、取り組むようなまちづくりを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との協働による減災・防犯、福祉・子育て環境の充実の仕組みづくり ・協働のまちづくりのための人材育成 ・高齢化・少子化を考慮した持続可能なコミュニティの再生 ・安全・安心な地域づくりのための公共施設や空地の活用 ・生活道路、下水道など、地域課題に対応した生活環境の充実

7. 将来の都市構造

1) 都市構造の基本的な考え方

都市づくりの目標を踏まえ、将来都市構造の基本的な考え方を、以下のように設定します。



2) 将来の都市構造

【方針①】自然環境に囲まれた、緑あふれる都市環境づくり

【市街地ゾーン】

ゆとりある市街地環境を保全し、環境負荷に配慮した、緑あふれるコンパクトな都市形成を図ります。

【緑地ゾーン】

生駒市のシンボルである生駒山地や矢田丘陵などの緑地については、自然環境の保全を基本としつつ、市民のやすらぎ・うるおいの空間としての活用を図ります。

【田園ゾーン】

農地や既存集落などの田園地帯については、人の食を支える場所として、都市近郊型農業の振興を図るとともに、ゆとりとうるおいを醸し出す貴重な緑地空間として保全・創出を図ります。

【方針②】生駒の自然・歴史文化に親しむ交流環境づくり

【緑水軸】

地形的には、周囲を緑豊かな山地・丘陵に囲まれ、その間を流れる富雄川と竜田川の二つの水系が南北方向の軸となる都市構造になっているため、自然環境を活用した、うるおいのある緑水軸を形成するとともに、緑水軸と公園緑地拠点・歴史文化拠点等を連携する、快適な歩行者ネットワークの充実を図ります。

【公園緑地拠点・歴史文化拠点】

市内に点在する主な公園緑地や歴史文化資源は、市内外の観光・交流人口の増大を図る拠点として、魅力ある環境形成を図ります。

【方針③】拠点が連携するコンパクトな都市づくり

【都市拠点・中心拠点】

本市の玄関口である近鉄生駒駅周辺地域を中心拠点としつつ、隣接する東生駒駅周辺地域と連携した都市拠点を形成し、生駒駅前北口再開発事業等によって様々な都市機能の集積を図ります。

【地域拠点】

生駒市は南北に長い都市であることを考慮し、主要駅周辺地区は、鉄道利用利便性を活かしつつ、住民の利便性を高めるため、各駅周辺における地域・地区の生活サービス・交流・居住等機能の充実と、駅周辺の歩きたくなるまちづくりを図ります。

特に、学研奈良登美ヶ丘、学研北生駒の各駅は、都市拠点を補完する商業・交流等の機能強化を図ります。

【産業・学術研究拠点】

既存の学研都市および北原工業団地を中心に、学術・研究・業務機能等の集積を図るとともに、学研高山地区第2工区については、地域の状況や社会経済環境、関係者の意向等を踏まえて、「自然環境との共生」を軸とした適切な土地利用の配置・誘導に努めます。

【方針④】すべての人が移動しやすい交通環境づくり

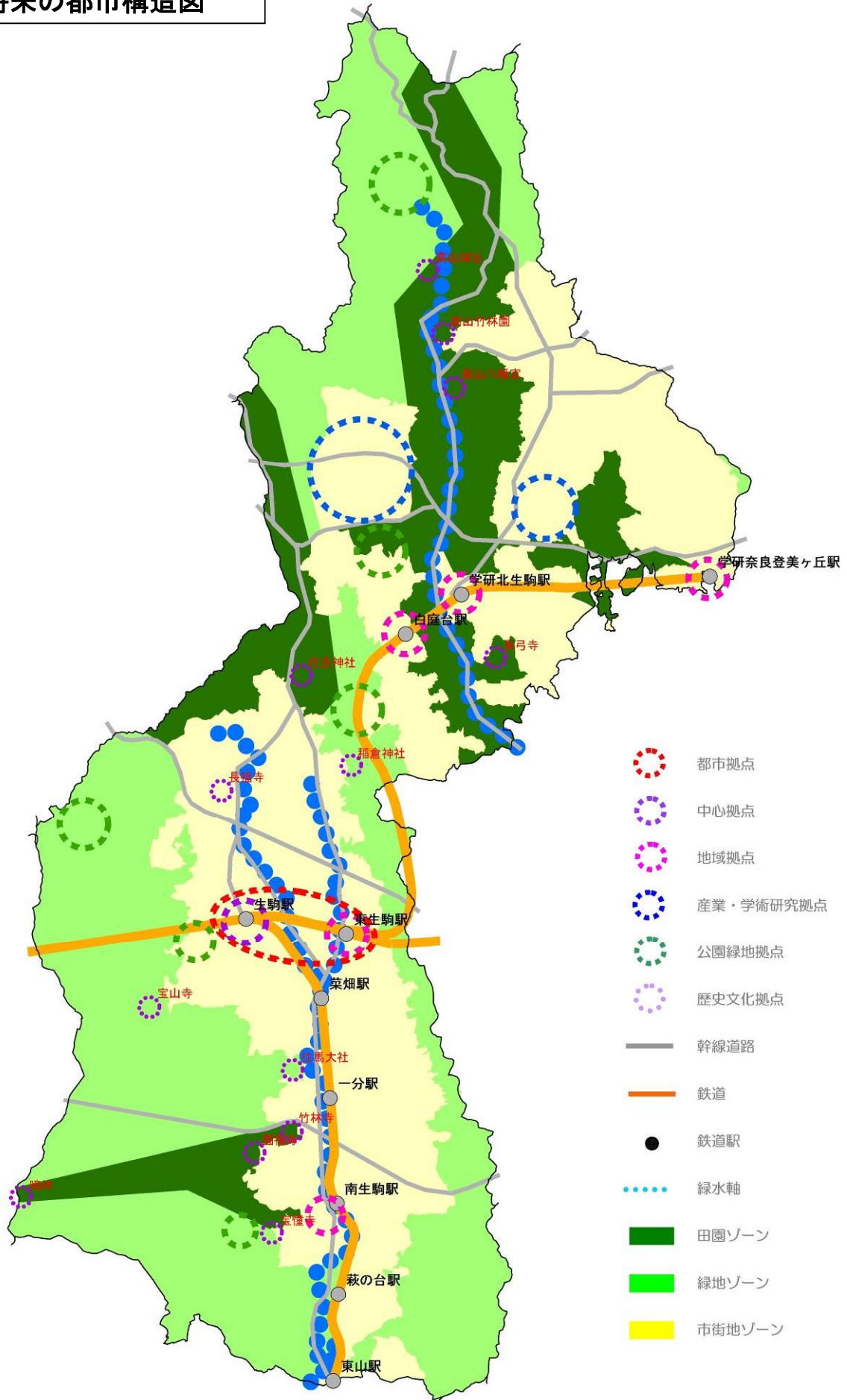
【鉄道軸・幹線道路軸】

道路整備等により南北方向のネットワークの強化を図るとともに、鉄道利用の利便性を活かした拠点(中心拠点・地域拠点)を中心とする公共交通を利用しやすい環境づくりを進め、都市活動の促進を図ります。

【交通結節点(鉄道駅)】

鉄道駅を中心に公共交通を利用しやすい環境づくりを進めるとともに、各駅の機能に応じ、身近な交流活動が行われるような環境づくりを進めます。

将来の都市構造図



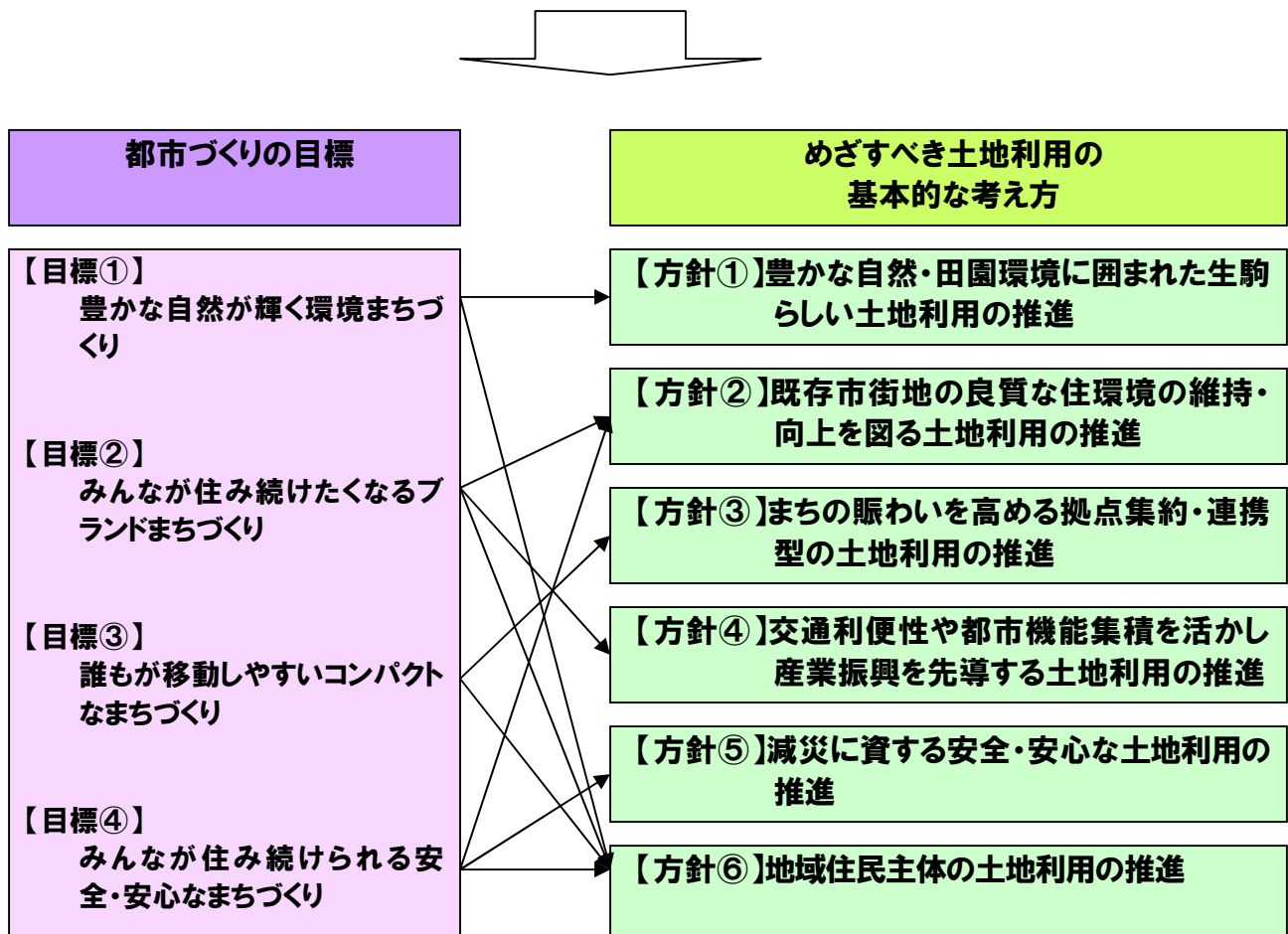
第2章. 全体構想

1. 土地利用の方針

1) めざすべき土地利用の基本的な考え方

【土地利用に関する課題】

- **まちの魅力を支える環境資産を守ることの必要性**
 - ・ 減少する市街地内および周辺の自然・田園環境の保全強化
- **人口減少社会の到来を踏まえた効率的効果的な都市運営の必要性**
 - ・ コンパクトなまちづくりに向けた、都市機能や市街地の拡散の抑制
 - ・ 良質な住宅地ブランドを支える大規模住宅団地等の荒廃化の抑制（空地・空家の増大や、敷地細分化等に伴う環境悪化の懸念）
 - ・ 新規開発重視から既存市街地の環境の質の維持・向上重視へ
- **交通利便性・拠点性や都市機能集積を活かした、拠点的賑わい機能の強化**
 - ・ 拠点駅周辺における賑わい機能の強化
 - ・ 拠点駅周辺における、まちなか居住や歩いて暮らせる生活圏の形成
- **交通利便性や都市機能集積を活かした、産業機能の強化**
 - ・ 既存産業拠点周辺における産業機能の強化
- **安全・安心な土地利用確保の必要性**
 - ・ 自然的環境の保全強化による災害抑制（保水力強化、避難空間確保、延焼防止等）



■ めざすべき土地利用の基本的な考え方

方針1 豊かな自然・田園環境に囲まれた生駒らしい土地利用の推進

- ・市街地を取り巻く豊かな自然・田園環境は、生駒市の暮らし環境の最大の魅力であるとともに、低炭素な地球環境にやさしいまちづくりに資するなど、重要かつ多面的な役割を果たしており、市街地内および周辺で減少する自然・田園環境を、市民とともに積極的に保全するとともに、交流・レクリエーションの場としての利用促進を図るなど、本市の魅力を一層高めていきます。

方針2 既存市街地の良質な住環境の維持・向上を図る土地利用の推進

- ・人口減少社会の到来を踏まえつつ住宅都市としてのブランドの持続・発展をめざし、市街地の外延化を抑制するとともに、既存市街地における良好な住環境の維持・向上や、良好な街並みの形成に向けた土地利用規制を行っていきます。

方針3 まちの賑わいを高める拠点集約・連携型の土地利用の推進

- ・公共交通の利便性や都市機能集積を活かした、まちの賑わい強化を図るため、主要駅周辺に位置付けられる都市拠点や地域拠点において、各地域の特性や役割に応じた、商業・サービス・交流等の都市機能の集約化や、魅力あるまちなか居住の充実等を図り、連携しながら、南北に広い市域の活力の維持・強化を図っていきます。

方針4 交通利便性や都市機能集積を活かし産業振興を先導する土地利用の推進

- ・まちの産業振興と雇用増進を図るため、学研都市や北田原工業団地等の産業機能集積を活かし、周辺の自然環境等との良好な共存に留意しつつ、本市の産業振興を先導する産業機能の誘致促進を図っていきます。

方針5 減災に資する安全・安心な土地利用の推進

- ・市街地内および周辺に広がる山林や田園は、防災機能も果たしていることから、その保全を図るとともに、防災上問題があり都市的利用に適さない地区については、その利用の規制・誘導を検討していきます。

方針6 地域住民主体の土地利用の推進

- ・各地域の土地利用については、地域の特性や住民ニーズを踏まえ、適切かつきめ細かな土地利用の規制・誘導を進めていくことが重要であることから、地区計画制度等の活用促進を図り、地域住民主体のルールづくりと規制・誘導を積極的に図っていきます。

2) 土地利用の方針

■ 自然的土地利用

やすらぎ山林・緑地

市街地を取り巻く山林等緑地は、本市のみどり豊かなまちのイメージを支える、良好な都市環境・景観の骨格を形成するとともに、保水機能を有し災害抑制の観点からも重要な資源であり、積極的に保全していきます。

また、矢田丘陵遊歩道など既存のハイキングルートを活用し、身近に自然に親しめるレクリエーションの場としての活用促進を図ります。

のどかな田園集落地

市街地周辺に広がる農地は、都市近郊型農業に資するとともに、のどかな田園風景を提供する本市の貴重な風物詩であり、災害抑制の面からも重要な緑地を形成しており、地産地消などの営農活動等の支援を図り、農地の保全や遊休農地の活用促進を図ります。

また、良好な田園環境・景観との調和に留意し、周辺集落地における居住環境の維持・向上に向け、適切に誘導していきます。

また、遊休農地の活用や市民農園等を活かし、地域特性に応じた交流環境の充実と、体験環境の交流の機会拡充を図ります。

■ 都市的土地利用

● 住宅地

ゆとり戸建て住宅地

大規模住宅団地を中心に広がる低層低密度な住宅地は、地域の特性に応じたきめ細かなルールを地区計画等を活用して定めることにより、里山・生産緑地等の緑地保全や、緑あふれる魅力ある街並み、ゆとりある居住環境の確保、身近な買物や生活利便施設等の充実など、良好な環境を有した戸建て専用住宅地として一層の魅力の維持・向上を図ります。

また、比較的古くから形成されてきた地区については、空地・空家を活かした若者居住、高齢者の住み続けやすい環境づくりのため建物の耐震化と、建替え等に伴い道路基盤などの充実を進め、地域活力の維持・向上を図り、快適で安全な住環境の整備を図ります。

生活利便型住宅地

既存の住宅市街地や、幹線道路沿道など商業系施設等が複合的に立地するような複合市街地は、良好な住宅地としての環境の維持・向上を基本とし、身近な商業・サービス施設等が立地する利便性の高い複合的な市街地として、良好な共存を図っていきます。

各地域の特性・課題に応じて、細かなルールを地区計画等を活用して定めることにより、里山・生産緑地等の緑地保全や、地域の緑化推進、街並みの向上・統一化、建物の耐震化、建替え等に伴う道路基盤等の充実など、住環境の向上を図ります。

●商業地

賑わい商業地

都市拠点や地域拠点など、公共交通を含めた交通利便性が高く、商業・サービス・交流等の都市機能の集積がみられ、また期待される地区は、多様で魅力ある都市機能の集積と、まちなか居住の推進、および地区計画や景観法等を活用し、魅力あるまちなみの形成や、歩きたくなる環境の充実を図ります。

都市拠点については、土地の高度利用と有効利用を進め、広域的な都市機能の充実と、交流と賑わいあふれる質の高い都市空間の形成を図ります。

●工業地

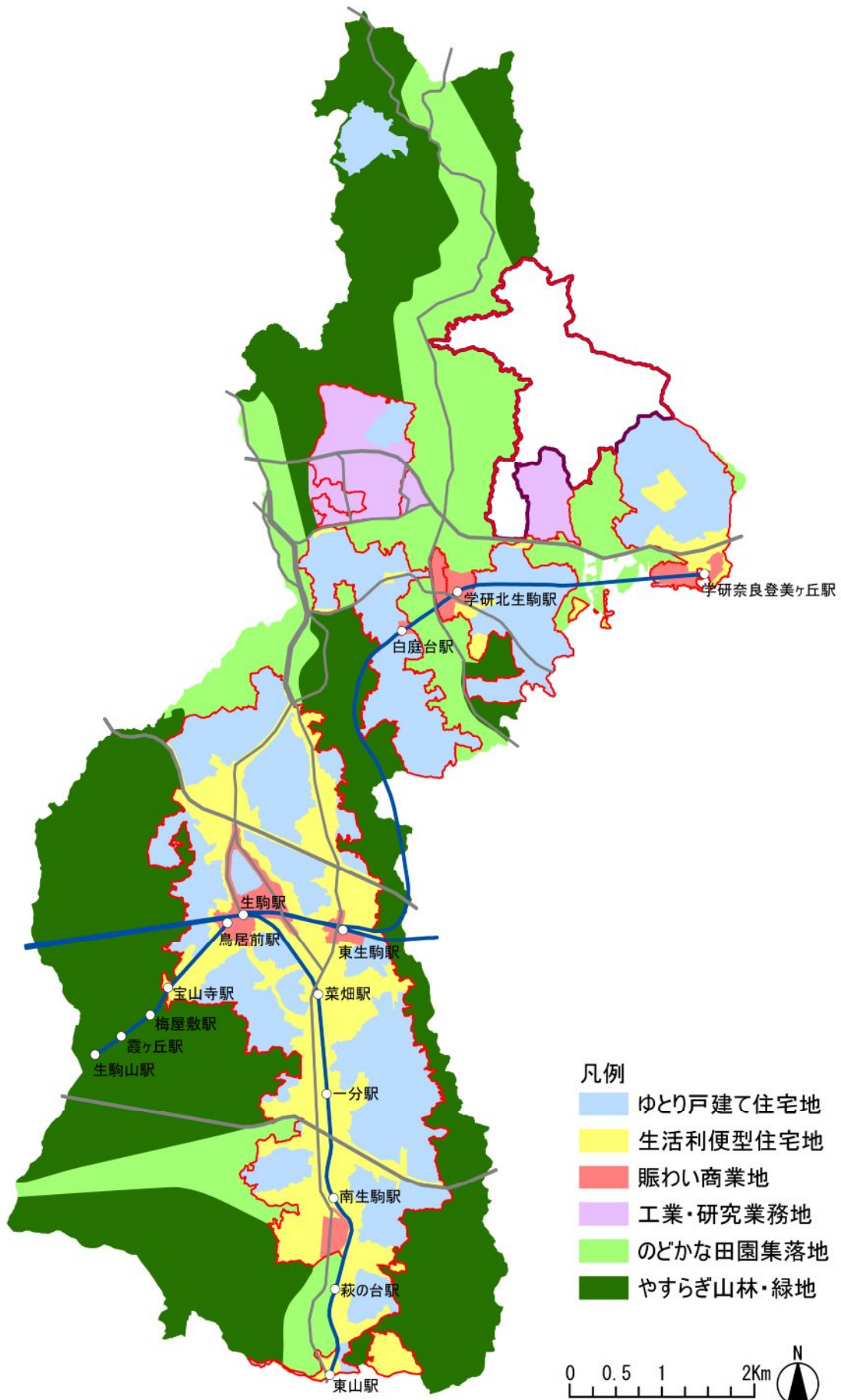
工業・研究業務地

既に工業・研究業務地を形成している北田原地区周辺、および学研高山地区は、住宅都市という本市の特性の中で、一層の活力を生み出すため、環境の悪化をもたらす恐れのない産業の振興と学術・研究施設等の立地を図ります。

学研高山地区では、学研地区の一層の拠点機能の強化に向けて、周辺の自然環境や住宅地などとの調和に留意しつつ、関係機関との連携のもと、学術機能等の土地利用の誘導・検討を図ります。

北田原地区では、都市基盤施設の整備や周辺の住宅地などと調和のとれた土地利用を図るとともに、学研都市を支援する研究型産業などの立地に努めます。

土地利用の方針図



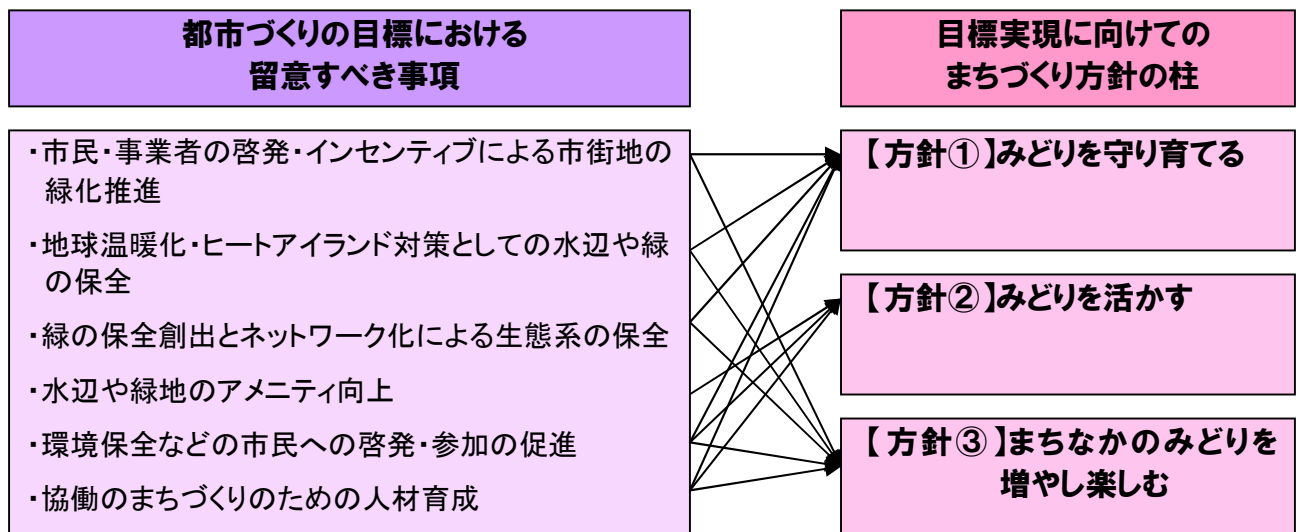
2. 目標実現に向けてのまちづくり方針

2-1. 「豊かな自然が輝く環境まちづくり」の方針

1) 目標実現に向けてのまちづくり方針の柱

【目標に係る課題】

- 市街地内及び周辺部の面的な緑の減少、里山・農地の減少
 - ・里山の保全と利活用の推進
 - ・農地の保全と利活用の推進
 - ・地域の貴重な生態系の保全への貢献
- 市街地の身近な緑の拡充による、ブランドイメージの強化
 - ・市街地内の公共施設・民有地における緑化の推進
 - ・集客拠点ゾーンにおける、魅せる個性的な緑環境の創造
 - ・市街地の河川のうるおいある環境の再生・強化
- 自然・田園・歴史を活かした体験・学習・交流環境の強化
 - ・山林などの「豊かな自然」の保全・活用
 - ・歴史文化資源の保全・活用
 - ・田園資源の保全・活用
- 各種の課題・ニーズを踏まえた、適切な協働の仕組みづくり
 - ・協働のまちづくりの活性化
(人材の育成、市民へのまちづくりに関する情報提供、地域におけるまちづくり活動に対する支援)



2) 目標実現に向けてのまちづくり方針

方針 1

みどりを守り育てる
～ 生駒の魅力・財産である良好な山林・里山・田園をみんなで守り育てよう ～

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)	市民・行政が共に取組む協働	市民等の取組みへの支援
<p>◆良好な田園環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のどかな田園環境を形成している、農地の保全を図るため、借地農地事業等の活用を促進します。 ・市街地内の良好な農地について、生産緑地の新たな指定拡大を検討し、身近な農地の保全を進めます。 ・新たな農地保全に係る仕組みの充実について検討を進めます。 <p>◆良好な自然的環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観法に基づき景観計画や景観条例の策定を図るとともに、市民と共に取り組む景観形成の基本計画を策定し、良好な自然的環境・景観の保全に向けて適切な運用を図ります。 <p>◆良好な自然的環境の情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然・田園環境に対する保全意識の高揚と市民参加を促進するため、自然環境等調査を実施します。 ・市民ニーズを踏まえつつ、広報や各種生涯学習の機会拡充等により、様々な情報提供を行います。 <p>◆防災に資する自然的環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の抑制を図るため、災害の危険性のある自然地等の保全を図ります。 <p>◆農政連携による鳥獣被害の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の保全と産業振興を図るため、鳥獣被害を抑制する取組みについて、農政部局等と連携しつつ、検討と対策を推進していきます。 	<p>◆山林・里山を守る取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地内の身近な里山・緑地の維持・保全・活用を図るため、市民の森制度、樹林バンク制度を促進します。 <p>◆田園環境を守る取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の保全活用につながる遊休農地活用事業や借地農地事業及び市民農園事業を促進します。 <p>◆環境の保全・美化を図る取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で行う清掃活動や美化活動、ゴミの不法投棄のパトロール等の取組みを促進します。 <p>◆希少な生態系の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希少な固有種の保全を図ります。 <p>◆幹線道路沿道の土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路沿道の土地利用については、周辺の自然景観と調和するよう指導、誘導、協議をします。 	<p>◆山林・里山を守る取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里山の自然を維持・保全するため市民等が行う、草刈りや間伐等の取組みについて、支援します。 <p>◆田園環境を守る取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化と担い手不足により、遊休農地化しないような保全についての市民の取組みを支援します。 ・農地の保全につながる営農意欲高揚のための地産地消等の市民の取組みを支援します。 <p>◆環境の保全・美化を図る取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で行う環境の保全・美化を図る新たな取組みを支援します。 <p>◆情報発信の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全・美化の重要性について、広く市民の意識啓発や学習に資する交流イベントや各種情報発信の取組みについて、支援します。 <p>◆人材育成の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全や美化に係るリーダーや人材育成について、いこま塾等の学習機会の拡充や、関連団体等の交流・連携の促進を支援していきます。

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)	市民・行政が共に取組む協働	市民等の取組みへの支援
<p>◆多彩な自然等に親しむ交流・レクリエーション環境・機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里山・緑地の保全の意義や効用を学び、自然と共生する心が育まれるような環境学習や保全の取組みに係るカリキュラムの充実を図ります。 ・矢田丘陵遊歩道や生駒山のハイキングコース、くろんど池などの自然に親しむ地域資源について、適切な維持管理に努めます。 ・既存の地域資源について、より広域的な交流促進も含めて、自然体験・環境学習・地域学習など多様な体験交流イベントの一層の促進とPRの強化を図り、交流人口の増大を図ります。 <p>◆うるおいある水辺環境の保全・形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良県が整備を進めている富雄川・竜田川について、多様な生物が生息できる多自然型川づくりの整備を働きかけるとともに、生物の生息域として環境保全に努めます。 ・奈良県が整備を進めている竜田川の整備に併せて、河川堤防等を利用した遊歩道や親水公園の整備を働きかけます。 ・良好な水辺環境の育成に向けては、生活排水対策や、水量確保、浄化対策など、適切な方向を検討していきます。 ・河川景観の保全と市民の憩いの場としての魅力の向上を図ります。 <p>◆回遊環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の観光交流ルートを活用しつつ、自然・田園・歴史文化等の地域資源や、主要な公共施設、拠点駅等が連携するような、モデル散策・回遊コースや案内サイン等の充実を図ります。 	<p>◆里山環境に親しむ制度等の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な里山に親しむ環境・機会の充実を図るため、市民の森制度、樹林バンク制度等を推進し、協働による整備・保全を行います。 ・身近な農地に親しむ環境・機会の充実と、レクリエーションのため、市民農園を促進します。 <p>◆回遊環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の利便性を活かした観光交流活動の活性化をめざし、生駒ケーブルや鉄道駅、バスルートと連携した観光交流ルートや体験・学習等のイベント企画等の拡充を図ります。 	<p>◆田園環境に親しむ制度等の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な農地に親しむ環境・機会の充実と、遊休農地等の活用促進を図るため、借地農地事業、遊休農地活用事業を活用し支援を図ります。 <p>◆自然等を楽しむ取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が自主的に自然(山林・里山、水辺)・田園等の地域資源を楽しむ場、モデルルート、楽しみ方等を企画・提案・情報発信する取組みについて、支援を行います。 ・市民が自主的に企画・開催する、自然体験等の交流イベントの取組みについて、支援を行います。 <p>◆水辺を活かした市民の自主的な取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が責任を持って水辺に親しむ河川景観の形成のための管理等のアドプト制度について検討します。 <p>◆人材育成の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然的環境を活かすリーダーや人材育成について、いこま塾等の学習機会の拡充や、関連団体等の交流・連携の促進を支援していきます。

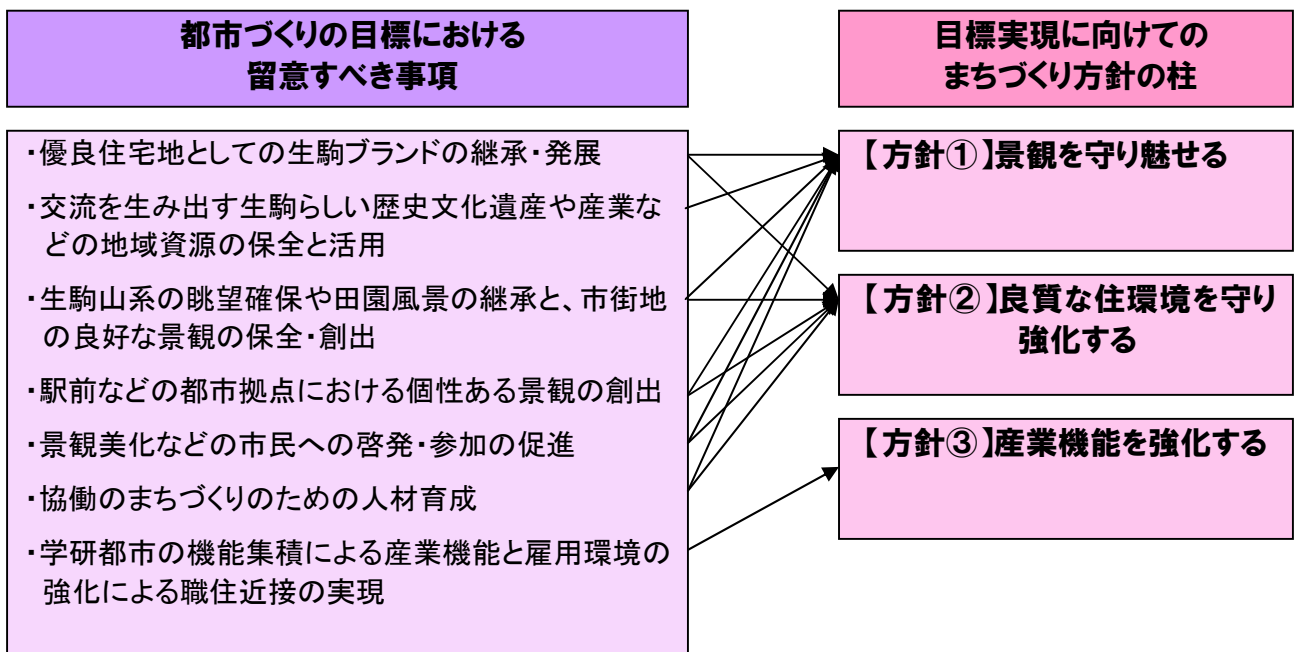
行政施策の推進（ハード・ソフト両面）	市民・行政が共に取組む協働	市民等の取組みへの支援
<p>◆花と緑あふれるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発等における緑化基準を適切に運用するとともに、地区計画制度や景観法等を活用し、緑地の確保や緑化推進を図ります。 <p>◆公共施設や拠点地区における緑化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の公共用地や幹線道路の緑化推進を図るとともに、緑の環境に配慮した公共事業の推進を図ります。 ・都市拠点や地域拠点等の拠点地区において、民間開発と連携し、良好な景観形成に資する公共空間の緑化に努めます。 <p>◆既存公園の適正な公園管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや高齢者等が安心して利用できるよう、既存公園等について、施設のバリアフリー化や老朽化した公園設備を住民ニーズにより計画的に更新し、住民とともに適正な公園管理を推進します。 <p>◆身近な公園環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画を基本とし、地域住民ニーズを踏まえながら、借地公園の適用検討や、環境・景観・レクリエーション機能向上等、身近な公園の充実を図ります。 ・既存の公園の防災機能のあり方について、検討していきます。 	<p>◆拠点地区や主要幹線道路における良質な緑化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市拠点や地域拠点等の拠点地区や主要な幹線道路において、市街地開発事業や地区計画制度、景観法等の活用を図り、ゆとりあるパブリックスペースの確保や質の高い景観形成を誘導していきます。 ・各拠点の地域特性や周辺資源特性を十分に踏まえつつ、個性的な緑化や水辺空間の活用、歴史文化的なモチーフの導入など、各拠点が個性を競うような魅力ある整備を誘導していきます。 <p>◆公園緑地等を活かした市民の自主的な取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親しまれる地域の公園整備を目的に、市民が自主的に公園のリニューアルや管理を行うコミュニティパーク事業の促進を図ります。 ・市民が責任をもって公共用地の緑化推進や保全を図る体制づくりを検討します。 ・緑の市民委員会や花好き・自然好き市民交流サロンなど、地域住民と行政がともに公園の管理・利用について話し合える場・機会の拡充と支援を図ります。 <p>◆ポケットパークの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩いて楽しい歩行空間とするため、地域と連携し道路残地などをポケットパークに整備します。 	<p>◆花と緑あふれるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生垣助成制度や花と緑のわがまちづくり助成制度等の活用促進を図るとともに、花と緑の景観まちづくりコンテスト等による優良緑化事例の顕彰など、花と緑あふれる暮らし環境が身近に増えていくような取組みを支援していきます。 ・地域住民による創意工夫ある個性的な緑化の取組みを拡充するため、支援の充実について検討していきます。 <p>◆公園緑地等を活かした市民の自主的な取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が責任をもって公園等の公共用地の緑化推進や保全を図るアダプト制度について検討します。 <p>◆既存公園等の利活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存公園やスポーツ施設、学校、散策路等を活かしつつ、幅広い市民が親しめるスポーツ・健康運動の交流イベントの充実など、まちぐるみで運動したくなるような健康増進の取組みを支援していきます。 <p>◆人材育成の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちなかの緑化に資するリーダーや人材育成について、いこま塾等の学習機会の拡充や、関連団体等の交流・連携の促進を支援していきます。 <p>◆歩行空間の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩いて楽しい歩行空間の確保に向け、“花と緑の景観まちづくり”など、地域においてそれぞれ特色ある取組みを進めます。

2-2. 「みんなが住み続けたくなるブランドまちづくり」の方針

1) 目標実現に向けてのまちづくり方針の柱

【目標に係る課題】

- **優良住宅地としての一層のブランド強化**
(高級住宅地としての維持・保全)
(空地・空家の増大や、敷地細分化等に伴う環境悪化の抑制)
(住み替え促進による活力維持や多様な住宅地の提供)
(緑化や景観を活かした生駒らしい良好な住宅地の保全・創出)
(まちの魅力を支える自然・田園景観の保全強化)
- **まちの賑わい強化とブランドイメージ強化につながる観光交流の振興等**
(生駒らしい景観を活かしたPR強化と観光交流人口の拡大)
(拠点駅、主要幹線道路等の主要景観軸の景観保全と魅力向上)
- **学術研究・産業機能の強化**
(既存産業拠点の集積を活かした産業機能の強化)
- **各種の課題・ニーズを踏まえた、適切な協働の仕組みづくり**
 - ・協働のまちづくりの活性化
(人材の育成、市民へのまちづくりに関する情報提供、地域におけるまちづくり活動に対する支援)



2) 目標実現に向けてのまちづくり方針

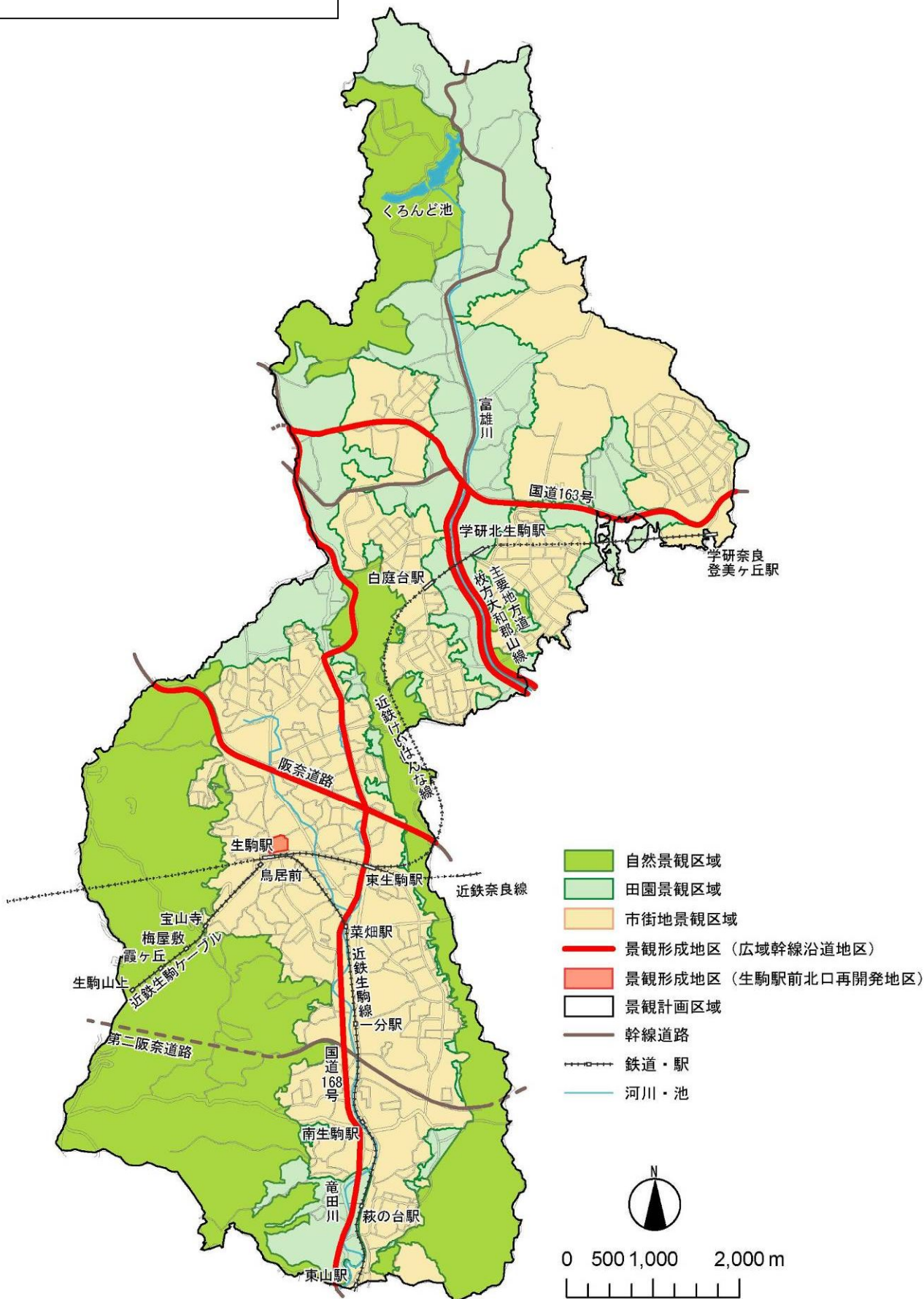
方針 1

景観を守り魅せる

～ 豊かな緑に囲まれた生駒らしい景観をまちのブランドに高めよう ～

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)	市民・行政が共に取組む協働	市民等の取組みへの支援
<p>◆景観法に基づく景観計画や景観条例の策定と適切な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の景観的な特性を踏まえ、景観形成の基本目標である「自然と都市が調和した景観まちづくり」の実現を目指した景観計画・景観条例の策定や、その適切な運用を推進します。 道路、河川、公園など、良好な景観形成にとって重要な要素となる公共施設については、関係機関等との連携のもと、周辺景観との調和や良好な景観形成に十分配慮した景観としていきます。 <p>◆良好な景観形成のための行為の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観上重要な位置づけがなされる地区(広域幹線沿道地区や生駒駅前北口再開発地区)については、景観形成地区として位置づけ、きめ細かな景観規制と質の高い景観形成を図っていきます。 <p>◆屋外広告物の規制</p> <ul style="list-style-type: none"> 良好な景観の形成に向けて重要な要素となる屋外広告物について、県の条例に基づき、県をはじめ、関係市町と連携しながら適切に運用します。 	<p>◆良好な景観形成のための行為の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> 一定規模以上の建築物などの建設や開発行為を行う場合は、魅せる景観、見られる景観の考えに基づき、周辺と調和した良好な景観形成に向けて、規制・誘導を図っていきます。 自然、田園、市街地の良好な景観形成を図るため、景観形成に関する区域区分(市街地景観区域、田園景観区域、自然景観区域)に基づき、各区域の景観形成の基準との適合を図りつつ、良好な景観の形成に協働で取り組んでいきます。 景観形成地区は、今後、市民との協働のもと、景観に十分配慮すべき地区(景観配慮地区)の検討を図りながら、必要に応じた追加指定を促進していきます。 <p>◆屋外広告物の適正な掲出</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域における良好な景観の形成に向けて、道路などに掲出された違反広告物の除却作業を促進します。 <p>◆良好な景観形成に向けての継続的な協働の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観法に基づく景観計画の運用(具体的なルールづくり)や、協働に基づく、より一層良好な景観づくりに取組むための景観基本計画の策定に向けて、継続的な市民との対話の機会づくりを図っていきます。 	<p>◆生駒の良好な景観を学ぶ取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 生駒の良好な景観資源や問題点、景観法や景観計画等に関心をもち、学習したり、様々な交流を行う機会の充実・支援を図るとともに、広報紙等による情報発信を図ります。 <p>◆既存制度等を活かした良好な景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 生垣助成制度、花と緑のわがまちづくり助成制度、景観形成地区指定等の活用促進を図るとともに、花と緑の景観まちづくりコンテスト等による優良事例の顕彰など、良好な景観形成の取組みの支援を図ります。 <p>◆景観を積極的に楽しむ取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民が自主的に景観を楽しむ場、モデルルート、楽しみ方等を企画・提案・情報発信する取組みや、自然等の景観体験等の交流イベントを企画・開催する取組みについて、支援を図ります。 <p>◆人材育成の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観形成に資するリーダーや人材育成について、いこま塾等の学習機会の拡充や、関連団体等の交流・連携の促進を支援していきます。

都市景観形成の方針図



方針
2

良質な住環境を守り強化する

～ ゆとり・うるおい・利便性に優れた、良質な住環境を守り育てよう ～

行政施策の推進（ハード・ソフト両面）

◆拠点整備と連動した利便性の高い住宅地の誘導

・都市拠点等の主要な鉄道駅周辺地区などでは、民間開発と連携し、都市基盤の整備や高質な環境形成に向けて、面的な整備手法や地区計画制度等の既存補助制度の活用促進を図りつつ、土地の有効・高度利用を図り、必要に応じた規制の緩和を検討していきます。

◆良質な低層住宅地としてのブランドイメージの維持・増進

・大規模な住宅開発などにより既に良好な居住環境が整備された地区や、古くからの大規模住宅団地で荒廃化が懸念される地区では、地区計画制度や景観法等の既存制度等の活用促進を図り、良質な居住環境の維持・向上を図ります。

◆地区計画等の活用

・良好な都市拠点を維持又は推進するため、地区計画制度の活用を進めます。

◆開発事業の透明化

・法令と市民ニーズに即したまちづくりを進めるための手法を検討します。

市民・行政が共に取組む協働

◆拠点整備と連動した利便性の高い中高層住宅の誘導

・都市拠点等の主要な鉄道駅周辺地区などでは、土地の有効・高度利用を行い、面的な整備手法や地区計画制度を活用し、商業・文化・交流等の賑わい機能や、ゆとりある移動空間、質の高いオープンスペースや景観を有した、地域特性を活かした利便性の高い中高層住宅地の誘導を図ります。

◆都市拠点等における高齢社会に備えた住宅の誘導

・都市拠点や地域拠点など、生活支援サービス機能の集積があり、公共交通の利便性が高い駅周辺の市街地において、空地・空家等を活かした魅力ある高齢者向け住宅や、医療・介護機能付帯型の住宅、高齢者専用賃貸住宅等の立地誘導を図ったり、郊外との住み替え支援を図るなど、高齢者のまちなか居住の促進を検討していきます。

◆良質な低層住宅地としてのブランドイメージの維持・増進

・大規模な住宅開発などにより既に良好な居住環境が整備された地区では、地区計画制度や景観法等を活用して、住宅地としての用途純化、敷地の細分化の防止、地域の魅力を高める緑化推進、良質な景観誘導など、地域の特性に応じた市民主体のルールづくりと、豊かで持続性のある居住環境の育成を図ります。

市民等の取組みへの支援

◆良好な地域づくりへの取組み

・良好な住環境の維持・向上に向けて、地域住民が学んだり話し合ったりする自治会等の活動について、情報発信や相談など支援を図ります。

◆地区計画等のまちづくりの取組み

・良好な住環境の維持や一層の魅力向上に向けて、地区計画制度や景観法等の既存制度等の活用促進をめざし、各種情報の提供や相談、専門家派遣、人材交流など、地域住民の一体となった取組みや人材育成を支援します。

◆生駒の良好な住宅地ブランドの発信の取組み

・生駒の良好な住宅地としての魅力やブランドイメージについて、情報の共有化や発信、人材交流、考える場づくり等の取組みを支援します。

◆地域のうるおいづくりの促進

・生垣緑化やガーデニング活動等、住民による宅地内の緑化に対する支援をします。

◆住民によるまちの運営・維持管理

・住民主体のまちづくり活動の活性化につながる活動の支援を検討します。

◆古くからの大規模住宅団地のエリアマネジメント取組み

・古くからの大規模住宅団地や既成市街地において、高齢化や団地の老朽化に伴う環境の悪化の抑制や、団地内コミュニティや自治活動等の活性化を図れるよう、空地・空家のアメニティ・交流空間としての利活用促進や、公共施設の維持・管理、日常生活サービスの充実、住み替えや2世帯居住等への支援を図るなど、地域住民が主体的に取り組むエリアマネジメントの活動について支援と誘導を図ります。

◆情報発信の取組み

・市街地内の空地・空家の利用や住替え支援等に係る情報について、民間等との連携を図りつつ、提供促進を図ります。

◆環境に配慮した住まいづくりの誘導

・地球環境問題は大きな課題であるとともに、豊かな自然に囲まれた本市は、環境共生と大きな関わりをもつまちでもあることから、住宅の省エネルギー化や太陽光発電システムの導入促進など、環境にやさしい住宅施策を一層推進・誘導します。

◆公共交通サービスの維持・充実の検討

・公共交通サービスの空白地域等において、公共交通サービスの利用促進と、高齢者も含めて車非利用者が移動しやすい環境づくりをめざし、費用対効果に十分留意しつつ、デマンドバスや乗合タクシーなど、地域住民等とバス・タクシー事業者が連携した日常的な移動の確保方策について、検討を進めます。

行政施策の推進（ハード・ソフト両面）

◆周辺環境と調和した産業・学術拠点機能の立地誘導

- ・学研高山地区では、学研地区の一層の拠点機能の強化に向けて、周辺の自然環境や住宅地などとの調和に留意しつつ、関係機関との連携のもと、学術機能等の土地利用の検討・調整と誘導を図ります。
- ・北田原地区では、周辺の住宅地などと調和のとれた土地利用を図るとともに、適切な関連都市基盤（道路・下水道等）の整備、税制面の優遇措置などを行います。
- ・企業立地促進に向け、公共交通（バス）の利便性を高めます。
- ・企業の移転情報を把握し、立地要望が出た際に紹介できる仕組みづくりを推進します。

市民・行政が共に取組む協働

◆周辺環境と調和した産業機能の立地誘導

- ・北田原地区等での企業の立地促進に向けて、優れた立地性や支援制度等の各種情報を積極的に発信するとともに、周辺地域コミュニティと協働できる機会の検討を行います。

◆生産環境を保全する土地利用の誘導

- ・原則として工業研究業務地について、住宅建設を制限します。
- ・工業研究業務地において住宅地開発を進める際には、近接する工場等の活動と市民生活が共存できるよう、区域内に空地を設けるなど、周辺環境に配慮した指導に努めます。

市民等の取組みへの支援

◆周辺環境と調和した産業・学術拠点機能の導入と利活用

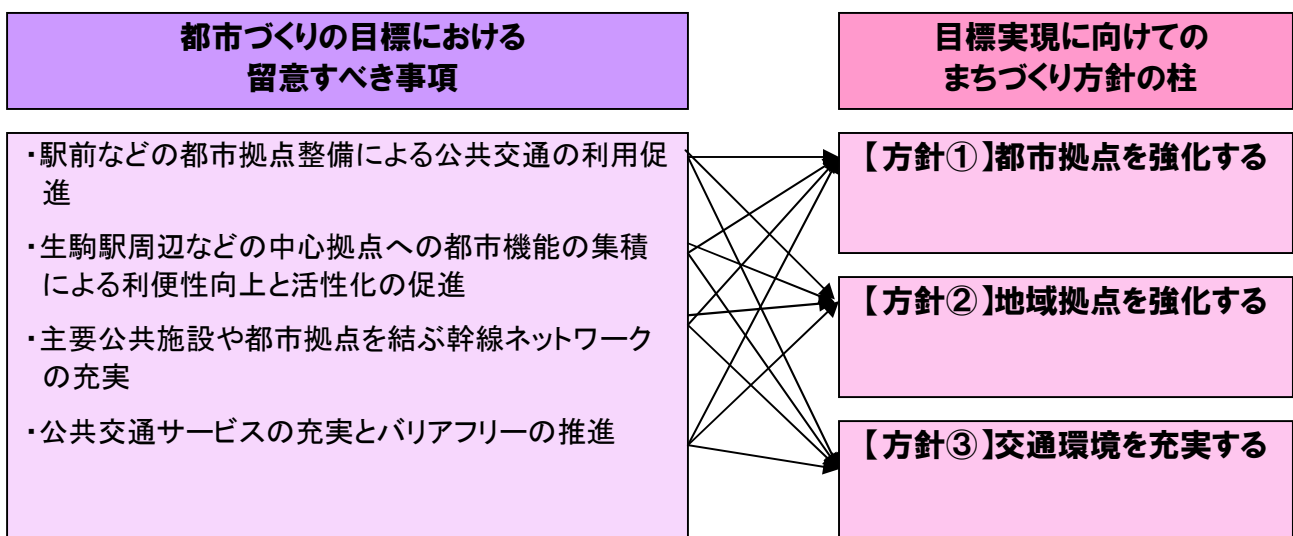
- ・学研高山地区における交流施設の利用促進や、学研都市関係者と市民等が様々な交流が図れるような機会の充実検討や情報発信等の支援を図ります。

2-3. 「誰もが移動しやすいコンパクトなまちづくり」の方針

1) 目標実現に向けてのまちづくり方針の柱

【目標に係る課題】

- 都市拠点の広域的な賑わい機能の強化と連携強化
 - ・生駒駅周辺の賑わい機能の強化
 - ・東生駒駅周辺と生駒駅の機能連携をめざした拠点機能の形成
- 地域拠点におけるサービス支援機能の強化
 - ・北生駒駅周辺の魅力ある玄関口・拠点としての機能の強化
 - ・白庭台駅・登美ヶ丘駅周辺の拠点環境の維持・向上
 - ・南生駒駅周辺の拠点環境の向上
- その他公共交通の利活用促進に向けた環境の充実
 - ・駅の利活用促進に向けた環境整備
 - ・公共交通サービス空白地域における公共交通サービスの支援



2) 目標実現に向けてのまちづくり方針

方針 1

都市拠点を強化する
～ 広域的な賑わいと風格のある、魅力あふれる中心部に発展させよう ～

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)

◆都市拠点を支える都市基盤の整備・充実

- ・拠点へのアクセスを向上させるため、周辺地域の道路網や駅前広場、駐車・駐輪施設などの公共施設を整備し、交通ターミナルとしての機能の充実を図ります。

◆地区計画等の活用

- ・良好な都市拠点を維持又は推進するため、地区計画制度の活用を進めます。

(注)

都市拠点とは、本市の中心部および顔・玄関口としての役割を果たす拠点地区であり、生駒駅および東生駒駅周辺が位置づけられ、連携した集客性の高い拠点形成を図ります。

市民・行政が共に取組む協働

◆面的整備の推進・誘導

- ・あらゆる人々がいきいきと集い、楽しみ、交流することができる拠点とするため、面的整備などにより計画的な土地利用を推進し、商業・業務、文化・生涯学習・交流、アミューズメント・創造などの機能を備えた、活気と賑わいある拠点形成を進めます。
- ・近鉄生駒駅周辺においては、北口再開発事業の推進を図り、本市のメインの玄関口・顔にふさわしい賑わいある機能の集積強化と、質の高い景観形成を図ります。
- ・近鉄東生駒駅周辺においては、医療機関を中心とした、各種関連サービス機能等の集積強化を図り、特色ある拠点形成を図り、生駒駅周辺拠点と連携した集客性の高い広域拠点の形成を図ります。

◆高質で回遊魅力あふれる空間形成の取組み

- ・ゆとりあるパブリックスペースの確保と、質の高い景観形成の取組みを誘導・促進し、ハイアメニティな空間形成を図り、集客性と滞留性の高い拠点の魅力を積極的に発信していきます。
- ・ゆとりある歩行空間の確保や、バリアフリー化、建築物や屋外のパブリックスペースと連携した回遊性の高い空間づくりなど、誰もが安心して楽しく過ごせ、歩き回遊したくなるような拠点形成を誘導します。

◆商店街の活性化

- ・拠点周辺の商店街について、店舗や販売促進イベント、回遊環境等の魅力強化を図ります。

市民等の取組みへの支援

◆情報発信の取組み

- ・拠点地区内の利用促進に資する交流イベントや場所の提供等の各種情報発信の取組みについて、支援します。

◆交流促進の取組み

- ・市民が自主的に、拠点地区内の施設・空間等を利用して、交流イベントを企画・開催したり、楽しみ方等を企画・提案・情報発信する取組みについて、支援を図ります。

◆地区計画等のまちづくりの取組み

- ・良好な環境の維持や一層の魅力向上に向けて、地区計画制度や景観法等の既存制度等の活用促進をめざし、各種情報の提供や相談、専門家派遣、人材交流など、地域住民の一体となった取組みや人材育成を支援します。

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)

◆北生駒駅周辺の魅力ある拠点整備の推進

- ・北生駒駅周辺は、学研都市の玄関口であり、学研都市の研究者や来訪者等に対応した各種利便施設やサービスの提供、交流空間の確保など、民間開発との連携のもと、更なる活性化に向けて質の高い拠点整備を推進していきます。
- ・隣接する水辺や田園環境との調和に十分留意した整備と、高山地区へのエントランス部としてふさわしい拠点形成を推進・誘導していきます。

◆地域拠点を支える都市基盤の整備・充実

- ・地域拠点へのアクセスを向上させるため、周辺からのアクセス道路網や歩道の整備・充実、バリアフリー化、駐車・駐輪施設など、地域の課題に応じた公共施設等の整備を図り、地域拠点のアクセス向上と、公共交通機関の利用増進、さらには、駅周辺における交流人口の増大による地域活性化を図ります。

◆地区計画等の活用

- ・良好な地域拠点を維持又は推進するため地区計画制度の活用を進めます。

(注)

地域拠点とは、都市拠点を補完し、各地域の市民生活を支援する役割を果たす拠点地区であり、北生駒駅、白庭台駅、登美ヶ丘駅、南生駒駅周辺が位置づけられます。

市民・行政が共に取組む協働

◆身近な生活支援・交流拠点の形成

- ・主要な鉄道駅周辺で、日常的な商業施設や各種生活利便施設、公共施設等が周辺に立地している地区について、公共交通機関を利用しやすい交通環境づくりと併せて、空地・空家等を活用しつつ、日常生活支援機能の維持・充実や、交流環境の充実、良好な住宅の立地誘導など、賑わいある地区形成を図ります。

◆回遊性の高いアメニティ空間の形成

- ・ゆとりある歩行空間やパブリックスペースの確保、質の高い景観形成、各地域の自然・田園・歴史文化等の周辺地域資源を活かしたネットワーク環境の充実により、回遊性の高い、日常的に愛される駅周辺地域の形成を図ります。
- ・環境形成に際しては、各拠点の地域特性や周辺資源特性を十分に踏まえつつ、個性的な緑化や水辺空間の活用、歴史文化的なモチーフの導入など、各拠点が個性を競うような魅力ある空間形成を進めます。

◆情報発信の取組み

- ・拠点地区内の空地・空家の利用や住替え支援等に係る情報について、民間等との連携を図りつつ、提供促進を図ります。

市民等の取組みへの支援

◆情報発信の取組み

- ・拠点地区内の利用促進に資する交流イベントや場所の提供等の各種情報発信の取組みについて、支援します。

◆交流促進の取組み

- ・市民が自主的に、拠点地区内の施設・空間等を利用して、交流イベントを企画・開催したり、楽しみ方等を企画・提案・情報発信する取組みについて、支援を図ります。
- ・各地域の顔や各種交流活動等の拠点あ地区として、地域住民に愛され利用される地区形成をめざし、地域住民が自主的に学習・交流・イベント等の活動が行えるような場づくりについて、支援を図ります。

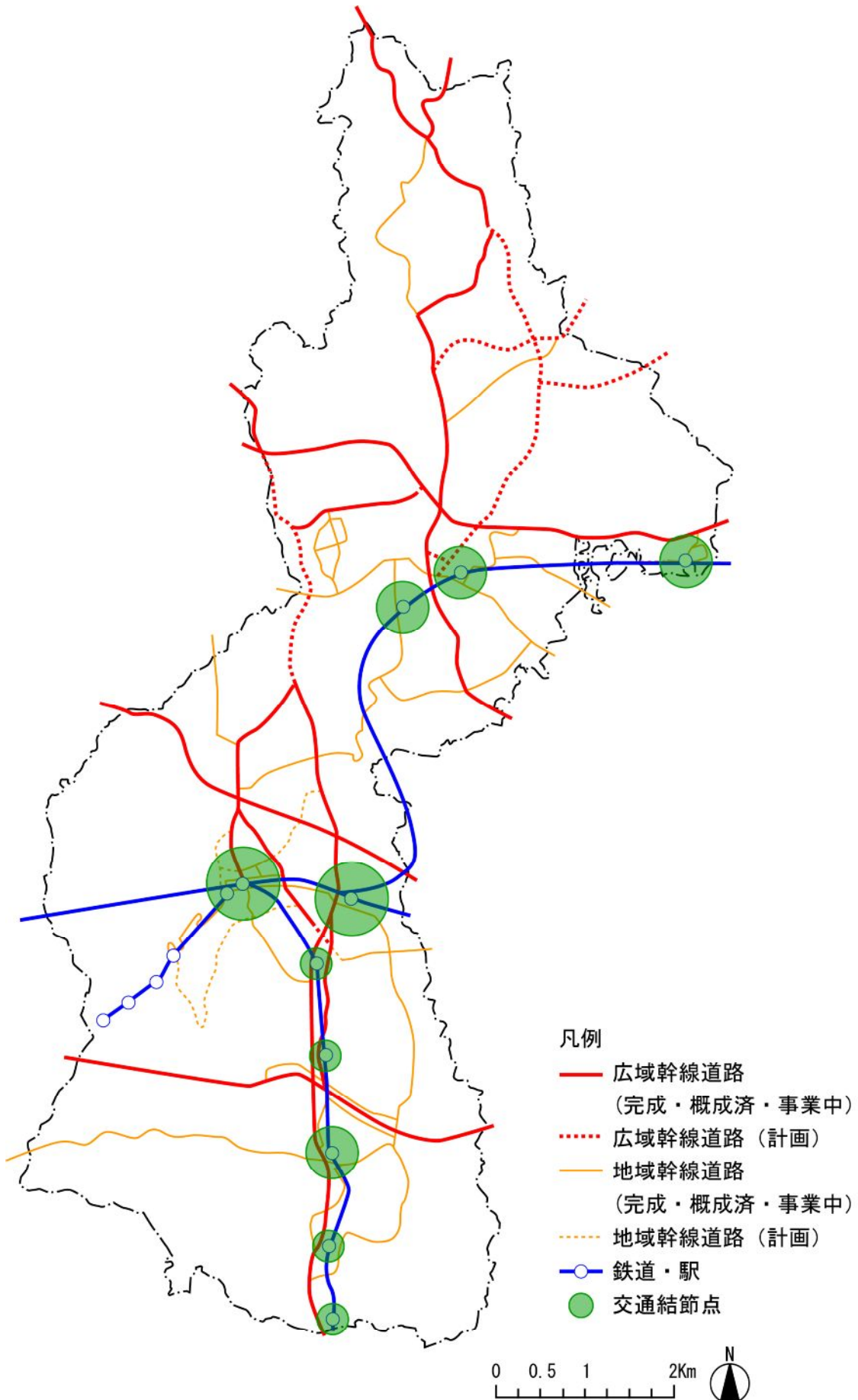
◆地区計画等のまちづくりの取組み

- ・良好な環境の維持や一層の魅力向上に向けて、地区計画制度や景観法等の既存制度等の活用促進をめざし、各種情報の提供や相談、専門家派遣、人材交流など、地域住民の一体となった取組みや人材育成を支援します。

行政施策の推進（ハード・ソフト両面）	市民・行政が共に取組む協働	市民等の取組みへの支援
<p>◆幹線道路網の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路ネットワークを効果的なものにするため、隣接市町と調整のうえ、都市計画道路の整備を計画的に進めます。（高山富雄小泉線・奈良西幹線、国道163号バイパス線など） 交通事故多発地域における道路改良や、交通安全施設の整備など、円滑な交通処理の対策を図ります。 <p>◆公共交通拠点へのアクセス強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 生駒駅周辺の都市計画道路など、都市拠点を支え、公共交通の利用促進を促すアクセス幹線道路について、整備を図ります。 北生駒駅など、主要拠点駅へのアクセスを向上させるため、地域の課題に応じて、周辺からのアクセス道路網や歩道の整備・充実等を図ります。 <p>◆産業拠点を支えるアクセス道路の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業誘致を促進するため、国道163号バイパス線などの幹線道路の整備を行います。 新たな幹線道路については、バス路線としての活用を検討します。 	<p>◆都市計画道路網のあり方検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期にわたって未着手となっている都市計画道路について、「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」に基づき、将来交通量や市民等のニーズを踏まえつつ、既存路線の活用や交通規制などを含めて整備の必要性を点検・検証し、必要に応じて変更・廃止などの見直しを検討します。 <p>◆公共交通サービスの維持・充実の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民・交通事業者・行政などで構成する組織において、今後の本市の公共交通に関する方策を示す計画を策定するとともに、計画に基づき、バス・鉄道サービスの維持・充実について、関係機関との連携のもと、取組みを図り、公共交通の利便性の向上を図ります。 公共交通サービスの空白地域において、公共交通サービスの利用促進と、高齢者も含めて車非利用者が移動しやすい環境づくりをめざし、費用対効果に十分留意しつつ、デマンドバスや乗合タクシーなど、地域住民等とバス・タクシー事業者が連携した日常的な移動の確保方策について、検討を進めます。 バスの利用促進に向けて、バスの運行状況をわかりやすく提示するバスマップやバス案内システムの導入について、関係機関とも連携しつつ検討を進めます。 駅周辺へのマイカー乗り入れ規制など、ノーマイカーデーを推進します。 	<p>◆学習機会拡充の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通、駐車・駐輪場、道路・交通対策等のあり方について、利用情報の提供促進や、利用促進に係る意識啓発に資する情報発信を図ります。 <p>◆公共交通の利用促進の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民が自主的に、鉄道・バスの利用情報や、関連する駅・バス停周辺の利便施設や地域資源を楽しむための情報を収集・整理・発信し、みんなが利用しやすくなるような環境づくりを進める取組みについて、支援を図ります。 市民が自主的に、公共交通利用と併せて、企画・開催するような交流イベントの取組みについて、支援を図ります。 <p>◆迷惑駐車等の抑制に関する取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティアによる迷惑駐車・駐輪等の取締まりを支援・推進します。

行政施策の推進（ハード・ソフト両面）	市民・行政が共に取組む協働	市民等の取組みへの支援
<p>◆自転車の利用の対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生駒駅・東生駒駅・白庭台駅・学研北生駒駅周辺において、自転車等放置禁止区域に指定し、放置自転車等の撤去を行います。 ・学研奈良登美が丘駅周辺についても奈良市と調整の上、禁止区域指定について検討します。 	<p>◆駅周辺の駐車・駐輪対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生駒駅・東生駒駅周辺を違法駐車等防止重点地域に指定し、交通指導員による巡回・啓発活動を推進します。 ・生駒駅北口開発と併せて、駐車場の拡充を図るとともに、各鉄道駅周辺について、空地等を活用しつつ、関係機関と連携しつつ、地域の実情・課題に応じた駐車・駐輪施設の充実を検討していきます。あ <p>◆自転車の利用促進の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイカー利用のみに頼らない生活スタイルの普及をめざし、自転車通行空間の充実や、電動アシスト自転車の普及支援、レンタサイクルの活用促進、自転車シェアリングの支援など、自転車利用を促進する取り組みを検討していきます。 	

交通体系の方針図



2-4. 「みんなが住み続けられる安全・安心なまちづくり」の方針

1) 目標実現に向けてのまちづくり方針の柱

【目標に係る課題】

- **既存住宅団地等の活力の維持・増進**
(高齢者の移動支援)
(買物不便地区の対策)
- **減災のまちづくりの推進**
(地域のコミュニティづくりなど)
- **生活道路・排水対策**
(古くからある市街地などの狭隘な道路の解消)
(下水道の整備促進)
(合併処理浄化槽の設置促進)
- **協働のまちづくりの活性化**
 - ・ 協働のまちづくりの活性化
(人材の育成、市民へのまちづくりに関する情報提供、地域におけるまちづくり活動に対する支援)



都市づくりの目標における留意すべき事項

- ・ 地域との協働による減災・防犯、福祉・子育て環境の充実の仕組みづくり
- ・ 協働のまちづくりのための人材育成
- ・ 高齢化・少子化を考慮した持続可能なコミュニティの再生
- ・ 安全・安心な地域づくりのための公共施設や空地の活用
- ・ 生活道路、下水道など、地域課題に対応した生活環境の充実

目標実現に向けてのまちづくり方針の柱

【方針①】住環境を充実する

【方針②】生活基盤を充実する

【方針③】安全・安心を育む

2) 目標実現に向けてのまちづくり方針

方針 1

住環境を充実する ～ 地域の実情に応じて、住環境をみんなで充実していこう ～

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)	市民・行政が共に取組む協働	市民等の取組みへの支援
<p>◆市営住宅の適正な維持管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の適切な維持管理により、建築物の長寿命化と、良好な住宅環境を維持するとともに、高齢者等に配慮した居住空間のバリアフリー化を進めます。 <p>◆地区計画等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 良好な住宅・住宅地を維持・保全するため地区計画制度の活用を進めます。 <p>◆開発事業の透明化</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令と市民ニーズに即したまちづくりを進めるための手法を検討します。 	<p>◆既成市街地における、居住環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路や公園などの都市基盤が十分に整備されていない既成市街地では、地区計画制度等を活用しつつ、地域の合意形成を進めながら、木造老朽家屋の更新・不燃化等を図り、居住環境の向上を誘導していきます。 住宅が密集する区域については、建て替え時に不燃化や共同建て替えを支援し、セットバックなどによりオープンスペースの確保を行い地域の安全性を確保します。 <p>◆低・未利用地を活かした、ゆとりある住宅地の整備・誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内の宅地化農地や未利用地を含む地区では、周辺環境との調和に留意しつつ、地区計画制度や面的な整備手法等を活用しつつ、地域の合意形成を進めながら、都市基盤の伴った宅地整備の誘導とともに、自然や田園環境との共生をめざした、ゆとりある良好な居住環境の形成を誘導していきます。 	<p>◆良好な地域づくりへの取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 良好な住環境の維持・向上に向けて、地域住民が学んだり話し合ったりする自治会等の活動について、情報発信や相談など支援を図ります。 市民がお互いに快適に住むための生活上のルールについて、みんなで確認し話し合い、守っていくための情報発信や学習機会の提供について支援を図ります。 <p>◆地区計画等のまちづくりの取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 良好な住環境の維持・向上に向けて、地区計画制度や景観法等の既存制度等の活用促進をめざし、各種情報の提供や相談、専門家派遣、人材交流など、地域住民の一体となった取組みや人材育成を支援します。 <p>◆住宅改良等の情報発信の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者が、住み慣れた地域・住宅で、安心・安全な生活が送れるよう、耐震改修やリフォーム、バリアフリー化など、住宅の改良等に資する各種情報の発信を支援します。

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)	市民・行政が共に取組む協働	市民等の取組みへの支援
	<p>◆古くからの大規模住宅団地のエリアマネジメント取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 古くからの大規模住宅団地や既成市街地において、高齢化や団地の老朽化に伴う環境の悪化の抑制や、団地内コミュニティや自治活動等の活性化を図れるよう、空地・空家のアメニティ・交流空間としての利活用促進や、公共施設の維持・管理、日常生活サービスの充実、住み替えや2世帯居住等への支援を図るなど、地域住民が主体的に取り組むエリアマネジメントの活動について支援と誘導を図ります。 <p>◆安全な住宅地づくりの誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> 減災や防犯に配慮した住宅地開発を指導・誘導します。 	<p>◆地域のうるおいづくりの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 生垣緑化やガーデニング活動等、住民による宅地内の緑化に対する支援をします。 <p>◆住民によるまちの運営・維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民主体のまちづくり活動の活性化につながる活動の支援を検討します。

**方針
2**

生活基盤を充実する

～ 生活基盤をみんなで充実し、持続可能な地域づくりを進めよう ～

行政施策の推進（ハード・ソフト両面）

市民・行政が共に取組む協働

市民等の取組みへの支援

◆下水道の整備推進

- ・公共下水道の整備とともに、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の設置を促進し、快適な生活環境づくりと河川水質の向上を図ります。
- ・竜田川浄化センター、山田川浄化センターや下水道管渠などの下水道施設の適正な維持・管理を図ります。

◆廃棄物処理施設の整備と資源循環型社会の推進

- ・清掃リレーセンターおよび清掃センターの適正な管理・運営に努め、処理能力の維持・向上を図ります。
- ・資源ごみの適正な分別・回収するシステムの整備を推進し、リサイクル拠点の整備およびBDFの利活用を図ります。
- ・新たなエネルギー（バイオマス、太陽光、雨水など）を利活用する取組みの調査・検討を進めます。

◆上水道の安定供給の推進

- ・安定した水道水の供給を図るため、将来の企業立地動向と需要を踏まえつつ、水道水源の確保を図ります。
- ・水質の維持・浄水技術の向上のため、浄水場の統合・改良を進めます。
- ・災害時でも安定した水道水供給が行えるよう、施設の耐震化及び設備の改良を図ります。

◆生活排水対策の取組み

- ・下水道への接続、合併処理浄化槽への転換、浄化槽や宅地内配水設備の適正な維持管理について、指導・誘導を図ります。

◆水の有効利用の推進

- ・水の大切さを理解し、日頃からの節水と給水装置の適正な維持管理について、啓発・指導を図ります。

◆生活排水対策の取組み

- ・下水道への接続、合併処理浄化槽への転換、浄化槽や宅地内配水設備の適正な維持管理について、市民への啓発と理解の推進を図ります。

◆資源循環型社会への取組みの支援

- ・ごみの減量・発生抑制・リサイクル促進に向けて、市民への啓発活動や情報提供を図ります。
- ・ごみの不法投棄を防止するため、市民への啓発等の情報発信や学習機会の拡充を支援します。
- ・市民が自主的に行う、環境美化等の取組みを支援します。

◆水の有効利用の推進

- ・水の大切さを理解し、日頃からの節水と給水装置の適正な維持管理について、市民等への支援を図ります。

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)	市民・行政が共に取組む協働	市民等の取組みへの支援
<p>◆防災まちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が管理すべき河川・水路について、地域の現状に配慮した治水対策を講じるとともに、竜田川、富雄川等の一級河川の改修を県に働きかけていきます。 ・市有建築物の早急な耐震診断と適切な改修を実施します。 ・既存の公園の防災機能のあり方について、検討していきます。 ・災害の抑制を図るため、減災に資する自然地等の保全を図るとともに、防災上問題があり宅地利用に適さない土地については、宅地利用の規制を検討していきます。 ・緊急輸送活動の確保、道路交通管制体制の整備を関係機関との連携を図りながら推進します。 ・道路等の透水性舗装等により、雨水の保水能力を高めます。 <p>◆減災まちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害危険個所の継続調査を進めるとともに、その結果を踏まえつつ、避難場所等の総点検と指定の見直しを図っていきます。 ・大和川流域の総合治水対策として、ため池治水利用施設や雨水貯留浸透施設の整備を行います。 ・市有建築物の早急な耐震診断と適切な改修を実施します。 ・災害の抑制を図るため、減災に資する自然地等の保全を図るとともに、防災上問題があり宅地利用に適さない土地については、宅地利用の規制を検討していきます。 ・防災に関する様々なハザードマップ、危険度マップの作成、配布等による防災情報の発信を図ります。 	<p>◆都市基盤の防災対策の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上・下水道、電気、ガス、通信などのライフラインについて、災害時における被害の軽減を図るため、耐震化を推進します。 ・ため池崩壊を未然に防ぐため、マニュアルシートの作成を指導し、適切な維持管理を支援していきます。 ・危険物施設の保安の強化、施設の保全、耐震化、保安指導の強化を図ります。 <p>◆市街地の耐震化・不燃化の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路が狭く木造老朽建築物が密集する既成市街地において、建築物の耐震化の促進、建物の更新と併せたオープンスペースの確保など、市街地の防災性の向上を図っていきます。 <p>◆都市の防災構造の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内の防火、防災対策の推進、防災空間、防災拠点の体系的整備を図っていきます。 	<p>◆市街地の耐震化・不燃化の取組みの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般建築物の耐震診断・改修の支援を継続し、耐震化を推進していきます。 <p>◆自主防災組織の結成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の結成の推進、資機材整備の支援を図ります。 <p>◆防災意識の啓発、向上と自主防災体制の整備強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民・企業の防災意識の向上を図るため、様々な方法、機会を通じて、ハザードマップ、災害危険個所、避難場所、地域防災計画など、防災に関する情報提供を行います。 ・自主防災組織の結成を促進するとともに、住民等の防災訓練への参加促進を図ります。 ・自治会等のコミュニティ形成や情報把握・伝達体制づくりの重要性に関する意識啓発に係る情報発信や学習機会づくりを支援していきます。 <p>◆あいさつ、見守り活動の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全安心なまちづくりと、市民の自主的な防災・防犯活動につながるあいさつ運動や見守り活動が進められるよう啓発に努めます。

行政施策の推進（ハード・ソフト両面）

◆防災ボランティア団体、量販店等との連携促進

- ・災害時における人材や物資等の確保や活動を進めるため、防災ボランティア団体や量販店等との協定を行い、連携した防災対策を進めていきます。

◆情報提供や伝達体制の整備

- ・様々な危機事象に対応する計画マニュアルを作成します。
- ・要援護者安否確認支援体制を確立します。
- ・行政と地域の諸団体、医療などの機関と連携した健康ネットワークづくりを推進します。

◆災害時活動に資するまちづくりの推進

- ・災害発生時の効果的な復興まちづくりを図るため、事前復興計画を検討します。
- ・学校等の避難所における太陽光発電システムの導入を検討していきます。

市民・行政が共に取組む協働

◆災害時応急体制の強化

- ・地震等災害発生時に、的確な判断に基づき行動ができるよう、災害時の情報処理方法や対応をマニュアル化し、情報システムとして整備します。
- ・災害時要援護者や観光客も含めた的確な避難が図れるよう、要援護者情報の把握に努めるとともに、関係機関等との連携のもと、避難・誘導体制の強化を図ります。
- ・発災時の活動に必要な様々な技術、スキルの習得、向上のため市民と協働で市民参加型の防災訓練を実施します。

◆避難路沿道の建物の耐震化・不燃化の促進

- ・広域避難地や一時避難地への避難が安全に行われるよう、避難路沿道建物の耐震化や不燃化を検討します。

◆開発基準による安全な住宅地の誘導

- ・減災や防犯に配慮した住宅地開発を指導・誘導します。

市民等の取組みへの支援

行政施策の推進（ハード・ソフト両面）

◆道路のバリアフリー化と交通安全対策の推進

- ・安全で快適な歩行空間を確保するため、人や車の交通量が多い鉄道駅周辺や公共施設集積地周辺等では、歩道の設置や段差の解消、手摺り等の設置など、道路のバリアフリー化を推進します。
- ・交通事故が多発する交差点や危険個所において、信号機や横断歩道などの設置を関係機関に要望するとともに、街灯、カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設を整備・管理します。
- ・住宅地内の生活道路は、住民が、コミュニティを行う公共空間の場でもあるため、通過交通の進入抑制等の交通安全対策を検討します。

◆公共施設のバリアフリー化

- ・庁舎や学校施設、保育施設など、各種の公共施設において、高齢者や障がい者はもちろん、子どもや妊婦、ベビーカーが安心して移動できるよう、段差の解消やスロープ・手摺りの設置など、バリアフリー化を図ります。

市民・行政が共に取組む協働

◆公益施設のバリアフリー化

- ・不特定多数の人が利用する商業施設等の民間公益施設について、バリアフリー化を指導・誘導していくとともに、市民等が自主的に行うバリアフリー調査を支援していきます。

◆道路の交通安全対策の取組み

- ・交通事故が多発する住宅地等において、地域住民との協働のもと、車両への交通規制や注意喚起の取組み等を検討していきます。

◆協働による狭隘な生活道路の改善と、歩行環境の充実

- ・既成市街地等における、安全面や防災面で問題がみられる狭い主要生活道路については、日常生活における快適で便利な交通を確保するため、地権者の協力を得ながら、車両通行規制による安全な通行の確保を図るとともに、沿道建物の更新と併せたセットバック等により、道路拡幅や歩行空間の整備に努めます。

◆高齢者福祉等の支援環境の充実

- ・自治会等と連携しつつ、高齢者サロンとして活動できる場所の拡大を図ります。
- ・地域福祉活動のための拠点の整備を支援し、住民の福祉活動への参加や地域の交流を促進します。

◆子育て支援環境の充実

- ・宅地開発が進む地域で増加する保育需要に対応するため、私立保育所を開設し、待機児童の解消を図ります。
- ・子育て支援に関する研修会や育児教室などの各種教室など、誰もが子育てに興味を持ち参加できるような機会を拡大します。

市民等の取組みへの支援

◆地域の安全・安心を知る取組み

- ・自分たちが住んでいる地域について、地域住民が、防災・交通安全等の面で危険な場所がないか、災害時の避難活動等の問題はないか等、安全・安心に係る問題・課題を調べたり知るといった取組みの支援を図ります。

◆安全・安心な地域づくりへの取組み

- ・安全・安心な地域づくりに向けて、地域住民が学んだり話し合ったりする自治会等の活動について、支援を図ります。
- ・各種情報の提供や相談、専門家派遣、人材交流など、地域住民の一体となった取組みや人材育成を支援します。

行政施策の推進（ハード・ソフト両面）

◆中核的な医療施設の設置推進

- ・二次救急医療などを担う地域の中核的な病院の設置を図るとともに、周辺のバリアフリー化や公共交通等のアクセスしやすい環境の充実等を図ります。

◆ユニバーサルデザインの推進

- ・全ての人が安全で快適に公共施設等を利用できるように、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。

市民・行政が共に取組む協働

◆高齢者福祉等の支援環境の充実

- ・自治会等と連携しつつ、高齢者サロンとして活動できる場所の拡大を図ります。
- ・地域福祉活動のための拠点の整備を支援し、住民の福祉活動への参加や地域の交流を促進します。

◆子育て支援環境の充実

- ・宅地開発が進む地域で増加する保育需要に対応するため、私立保育所等の開設を支援し、待機児童の解消を図ります。
- ・子育て支援に関する研修会や育児教室などの各種教室など、誰もが子育てに興味を持ち参加できるような機会を拡大します。

◆各種交流環境の充実

- ・身近で日常的な交流環境（高齢者福祉、子育て支援、コミュニティ活性化）等の充実に向けては、地域の空地・空家の活用や、最寄駅周辺での交流環境の導入検討など、地域住民ニーズを踏まえつつ、有効な取組みを誘導・促進していきます。

◆民間施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進

- ・住宅や店舗等民間の施設においても福祉のまちづくり条例に基づき、ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の指導を進めます。

◆安心して暮らせる住宅供給の促進

- ・介護サービス付きの住宅やグループホーム等、高齢者や障害者も安心して暮らすことのできる住宅供給を福祉施策と連携し促進します。

市民等の取組みへの支援

◆地域主体の健康づくり

- ・地域の歩こう会や公共用地の管理など自主的な住民の健康づくり活動が進められるよう支援します。

3. 分野別のまちづくり方針

（「目標実現に向けてのまちづくり方針」を分野別に再整理した方針）

本項の「分野別のまちづくりの方針」は、庁内関係部局が連携しつつ、本計画に基づく円滑なまちづくりの推進を図るため、前項の「目標実現に向けてのまちづくり方針」を、下記の分野別に再整理したものです。

分野の区分（大項目）	中項目	小項目
3-1. 市街地・住宅の整備・誘導の方針	1) 市街地の整備・誘導の方針	①都市拠点の整備・誘導
		②地域拠点の整備・誘導
		③産業拠点の整備・誘導
	2) 住宅地の整備・誘導の方針	①拠点駅周辺の都市型住宅地の整備・誘導
		②既成市街地・進行市街地の住宅地の整備・誘導
3-2. 都市施設の整備・誘導の方針	1) 道路・交通体系の方針	①幹線道路網の整備・誘導
		②公共交通の利用促進
		③駐車・駐輪対策と自転車利用の促進
	2) 公園緑地・河川の整備・誘導の方針	①公園緑地の整備・誘導
		②河川の整備
	3) 上・下水道等の整備・誘導の方針	①上水道の整備
		②下水道の整備
③資源循環型社会の推進		
3-3. 自然的環境の保全・形成の方針		①自然的環境の保全
		②自然的環境の活用
3-4. 都市景観形成の方針		
3-5. 安全・安心のまちづくり方針	1) 都市防災の方針	①防災まちづくりの推進
		②減災体制の強化
	2) その他公共施設等の整備・誘導の方針	①バリアフリー化と交通安全対策の推進
		②生活道路の整備・誘導
		③福祉のまちづくりの推進

3-1. 市街地・住宅の整備・誘導の方針

1) 市街地の整備・誘導の方針

① 都市拠点の整備・誘導

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)	市民・行政が共に取組む協働	市民等の取組みへの支援
<p>◆都市拠点を支える都市基盤の整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点へのアクセスを向上させるため、周辺地域の道路網や駅前広場、駐車・駐輪施設などの公共施設を整備し、交通ターミナルとしての機能の充実を図ります。 <p>◆地区計画等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な都市拠点を維持又は推進するため、地区計画制度の活用を進めます。 <p>(注) 都市拠点とは、本市の中心部および顔・玄関口としての役割を果たす拠点地区であり、生駒駅および東生駒駅周辺が位置づけられ、連携した集客性の高い拠点形成を図ります。</p>	<p>◆面的整備の推進・誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる人々がいきいきと集い、楽しみ、交流することができる拠点とするため、面的整備などにより計画的な土地利用を推進し、商業・業務、文化・生涯学習・交流、アミューズメント・創造などの機能を備えた、活気と賑わいある拠点形成を進めます。 ・近鉄生駒駅周辺においては、北口再開発事業の推進を図り、本市のメインの玄関口・顔にふさわしい賑わいある機能の集積強化と、質の高い景観形成を図ります。 ・近鉄東生駒駅周辺においては、医療機関を中心とした、各種関連サービス機能等の集積強化を図り、特色ある拠点形成を図り、生駒駅周辺拠点と連携した集客性の高い広域拠点の形成を図ります。 <p>◆高質で回遊魅力あふれる空間形成の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆとりあるパブリックスペースの確保と、質の高い景観形成の取組みを誘導・促進し、ハイアメリティな空間形成を図り、集客性と滞留性の高い拠点の魅力を積極的に発信していきます。 ・ゆとりある歩行空間の確保や、バリアフリー化、建築物や屋外のパブリックスペースと連携した回遊性の高い空間づくりなど、誰もが安心して楽しく過ごせ、歩き回遊したくなるような拠点形成を誘導します。 <p>◆商店街の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点周辺の商店街について、店舗や販売促進イベント、回遊環境等の魅力強化を図ります。 	<p>◆情報発信の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点地区内の利用促進に資する交流イベントや場所の提供等の各種情報発信の取組みについて、支援します。 <p>◆交流促進の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が自主的に、拠点地区内の施設・空間等を利用して、交流イベントを企画・開催したり、楽しみ方等を企画・提案・情報発信する取組みについて、支援を図ります。 <p>◆地区計画等のまちづくりの取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な環境の維持や一層の魅力向上に向けて、地区計画制度や景観法等の既存制度等の活用促進をめざし、各種情報の提供や相談、専門家派遣、人材交流など、地域住民の一体となった取組みや人材育成を支援します。

② 地域拠点の整備・誘導

行政施策の推進（ハード・ソフト両面）

◆北生駒駅周辺の魅力ある拠点整備の推進

- ・北生駒駅周辺は、学研都市の玄関口であり、学研都市の研究者や来訪者等に対応した各種利便施設やサービスの提供、交流空間の確保など、民間開発との連携のもと、更なる活性化に向けて質の高い拠点整備を推進していきます。
- ・隣接する水辺や田園環境との調和に十分留意した整備と、高山地区へのエントランス部としてふさわしい拠点形成を推進・誘導していきます。

◆地域拠点を支える都市基盤の整備・充実

- ・地域拠点へのアクセスを向上させるため、周辺からのアクセス道路網や歩道の整備・充実、バリアフリー化、駐車・駐輪施設など、地域の課題に応じた公共施設等の整備を図り、地域拠点のアクセス向上と、公共交通機関の利用増進、さらには、駅周辺における交流人口の増大による地域活性化を図ります。

◆地区計画等の活用

- ・良好な地域拠点を維持又は推進するため地区計画制度の活用を進めます。

（注）

地域拠点とは、都市拠点を補完し、各地域の市民生活を支援する役割を果たす拠点地区であり、北生駒駅、白庭台駅、登美ヶ丘駅、南生駒駅周辺が位置づけられます。

市民・行政が共に取組む協働

◆身近な生活支援・交流拠点の形成

- ・主要な鉄道駅周辺で、日常的な商業施設や各種生活利便施設、公共施設等が周辺に立地している地区について、公共交通機関を利用しやすい交通環境づくりと併せて、空地・空家等を活用しつつ、日常生活支援機能の維持・充実や、交流環境の充実、良好な住宅の立地誘導など、賑わいある地区形成を図ります。

◆回遊性の高いアメニティ空間の形成

- ・ゆとりある歩行空間やパブリックスペースの確保、質の高い景観形成、各地域の自然・田園・歴史文化等の周辺地域資源を活かしたネットワーク環境の充実により、回遊性の高い、日常的に愛される駅周辺地域の形成を図ります。
- ・環境形成に際しては、各拠点の地域特性や周辺資源特性を十分に踏まえつつ、個性的な緑化や水辺空間の活用、歴史的なモチーフの導入など、各拠点が個性を競うような魅力ある空間形成を進めます。

◆情報発信の取組み

- ・拠点地区内の空地・空家の利用や住替え支援等に係る情報について、民間等との連携を図りつつ、提供促進を図ります。

市民等の取組みへの支援

◆情報発信の取組み

- ・拠点地区内の利用促進に資する交流イベントや場所の提供等の各種情報発信の取組みについて、支援します。

◆交流促進の取組み

- ・市民が自主的に、拠点地区内の施設・空間等を利用して、交流イベントを企画・開催したり、楽しみ方等を企画・提案・情報発信する取組みについて、支援を図ります。
- ・各地域の顔や各種交流活動等の拠点地区として、地域住民に愛され利用される地区形成をめざし、地域住民が自主的に学習・交流・イベント等の活動が行えるような場づくりについて、支援を図ります。

◆地区計画等のまちづくりの取組み

- ・良好な環境の維持や一層の魅力向上に向けて、地区計画制度や景観法等の既存制度等の活用促進をめざし、各種情報の提供や相談、専門家派遣、人材交流など、地域住民の一体となった取組みや人材育成を支援します。

③ 産業拠点の整備・誘導

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)	市民・行政が共に取組む協働	市民等の取組みへの支援
<p>◆周辺環境と調和した産業・学術拠点機能の立地誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学研高山地区では、学研地区の一層の拠点機能の強化に向けて、周辺の自然環境や住宅地などとの調和に留意しつつ、関係機関との連携のもと、学術機能等の土地利用の検討・調整と誘導を図ります。 ・北田原地区では、周辺の住宅地などと調和のとれた土地利用を図るとともに、適切な関連都市基盤（道路・下水道等）の整備、税制面の優遇措置などを行います。 ・企業立地促進に向け、公共交通（バス）の利便性を高めます。 ・企業の移転情報を把握し、立地要望が出た際に紹介できる仕組みづくりを推進します。 	<p>◆周辺環境と調和した産業機能の立地誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北田原地区等での企業の立地促進に向けて、優れた立地性や支援制度等の各種情報を積極的に発信するとともに、周辺地域コミュニティと協働できる機会の検討を行います。 <p>◆生産環境を保全する土地利用の誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として工業研究業務地について、住宅建設を制限します。 ・工業研究業務地において住宅地開発を進める際には、近接する工場等の活動と市民生活が共存できるよう、区域内に空地を設けるなど、周辺環境に配慮した指導に努めます。 	<p>◆周辺環境と調和した産業・学術拠点機能の導入と利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学研高山地区における交流施設の利用促進や、学研都市関係者と市民等が様々な交流が図れるような機会の充実検討や情報発信等の支援を図ります。

2) 住宅地の整備・誘導の方針

① 拠点駅周辺の都市型住宅地の整備・誘導

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)	市民・行政が共に取組む協働	市民等の取組みへの支援
<p>◆拠点整備と連動した利便性の高い住宅地の誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市拠点等の主要な鉄道駅周辺地区などでは、民間開発と連携し、都市基盤の整備や高質な環境形成に向けて、面的な整備手法や地区計画制度等の既存補助制度の活用促進を図りつつ、土地の有効・高度利用を図り、必要に応じた規制の緩和を検討していきます。 <p>◆地区計画等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な都市拠点を維持又は推進するため、地区計画制度の活用を進めます。 	<p>◆拠点整備と連動した利便性の高い中高層住宅の誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市拠点等の主要な鉄道駅周辺地区などでは、土地の有効・高度利用を行い、面的な整備手法や地区計画制度を活用し、商業・文化・交流等の賑わい機能や、ゆとりある移動空間、質の高いオープンスペースや景観を有した、地域特性を活かした利便性の高い中高層住宅地の誘導を図ります。 <p>◆都市拠点等における高齢社会に備えた住宅の誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市拠点や地域拠点など、生活支援サービス機能の集積があり、公共交通の利便性が高い駅周辺の市街地において、空地・空家等を活かした魅力ある高齢者向け住宅や、医療・介護機能付帯型の住宅、高齢者専用賃貸住宅等の立地誘導を図ったり、郊外との住み替え支援を図るなど、高齢者のまちなか居住の促進を検討していきます。 <p>◆情報発信の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地内の空地・空家の利用や住替え支援等に係る情報について、民間等との連携を図りつつ、提供促進を図ります。 <p>◆環境に配慮した住まいづくりの誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球環境問題は大きな課題であるとともに、豊かな自然に囲まれた本市は、環境共生と大きな関わりをもつまちでもあることから、住宅の省エネルギー化や太陽光発電システムの導入促進など、環境にやさしい住宅施策を一層推進・誘導します。 	<p>◆良好な地域づくりへの取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な住環境の維持・向上に向けて、地域住民が学んだり話し合ったりする自治会等の活動について、情報発信や相談など支援を図ります。 <p>◆地区計画等のまちづくりの取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な住環境の維持や一層の魅力向上に向けて、地区計画制度や景観法等の既存制度等の活用促進をめざし、各種情報の提供や相談、専門家派遣、人材交流など、地域住民の一体となった取組みや人材育成を支援します。 <p>◆生駒の良好な住宅地ブランドの発信の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生駒の良好な住宅地としての魅力やブランドイメージについて、情報の共有化や発信、人材交流、考える場づくり等の取組みを支援します。 <p>◆地域のうるおいづくりの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生垣緑化やガーデニング活動等、住民による宅地内の緑化に対する支援をします。 <p>◆住民によるまちの運営・維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民主体のまちづくり活動の活性化につながる活動の支援を検討します。

行政施策の推進（ハード・ソフト両面）	市民・行政が共に取組む協働	市民等の取組みへの支援
	<p>◆居住環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅が密集する区域については、建て替え時に不燃化や共同建て替えを支援し、セットバックなどによりオープンスペースの確保を行い地域の安全性を確保します。 	

② 既成市街地・進行市街地の住宅地の整備・誘導

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)	市民・行政が共に取組む協働	市民等の取組みへの支援
<p>◆良質な低層住宅地としてのブランドイメージの維持・増進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な住宅開発などにより既に良好な居住環境が整備された地区や、古くからの大規模住宅団地で荒廃化が懸念される地区では、地区計画制度や景観法等の既存制度等の活用促進を図り、良質な居住環境の維持・向上を図ります。 <p>◆市営住宅の適正な維持管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の適切な維持管理により、建築物の長寿命化と、良好な住宅環境を維持するとともに、高齢者等に配慮した居住空間のバリアフリー化を進めます。 <p>◆地区計画等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な住宅・住宅地を維持・保全するため地区計画制度の活用を進めます。 <p>◆開発事業の透明化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令と市民ニーズに即したまちづくりを進めるための手法を検討します。 	<p>◆良質な低層住宅地としてのブランドイメージの維持・増進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な住宅開発などにより既に良好な居住環境が整備された地区では、地区計画制度や景観法等を活用して、住宅地としての用途純化、敷地の細分化の防止、地域の魅力を高める緑化推進、良質な景観誘導など、地域の特性に応じた市民主体のルールづくりと、豊かで持続性のある居住環境の育成を図ります。 <p>◆古くからの大規模住宅団地のエリアマネジメント取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古くからの大規模住宅団地や既成市街地において、高齢化や団地の老朽化に伴う環境の悪化の抑制や、団地内コミュニティや自治活動等の活性化を図れるよう、空地・空家のアメニティ・交流空間としての利活用促進や、公共施設の維持・管理、日常生活サービスの充実、住み替えや2世帯居住等への支援を図るなど、地域住民が主体的に取組むエリアマネジメントの活動について支援と誘導を図ります。 <p>◆既成市街地における、居住環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路や公園などの都市基盤が十分に整備されていない既成市街地では、地区計画制度等を活用しつつ、地域の合意形成を進めながら、木造老朽家屋の更新・不燃化等を図り、オープンスペースの確保など、居住環境の向上を誘導していきます。 	<p>◆良好な地域づくりへの取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な住環境の維持・向上に向けて、地域住民が学んだり話し合ったりする自治会等の活動について、情報発信や相談など支援を図ります。 ・市民がお互いに快適に住むための生活上のルールについて、みんなで確認し話し合い、守っていくための情報発信や学習機会の提供について支援を図ります。 <p>◆地区計画等のまちづくりの取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な住環境の維持や一層の魅力向上に向けて、地区計画制度や景観法等の既存制度等の活用促進をめざし、各種情報の提供や相談、専門家派遣、人材交流など、地域住民の一体となった取組みや人材育成を支援します。 <p>◆住宅改良等の情報発信の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が、住み慣れた地域・住宅で、安心・安全な生活が送れるよう、耐震改修やリフォーム、バリアフリー化など、住宅の改良等に資する各種情報の発信を支援します。 <p>◆生駒の良好な住宅地ブランドの発信の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生駒の良好な住宅地としての魅力やブランドイメージについて、情報の共有化や発信、人材交流、考える場づくり等の取組みを支援します。

行政施策の推進（ハード・ソフト両面）	市民・行政が共に取組む協働	市民等の取組みへの支援
	<p>◆低・未利用地を活かした、ゆとりある住宅地の整備・誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内の宅地化農地や未利用地を含む地区では、周辺環境との調和に留意しつつ、地区計画制度や面的な整備手法等を活用しつつ、地域の合意形成を進めながら、都市基盤の伴った宅地整備の誘導とともに、自然や田園環境との共生をめざした、ゆとりある良好な居住環境の形成を誘導していきます。 <p>◆情報発信の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地内の空地・空家の利用や住替え支援等に係る情報について、民間等との連携を図りつつ、提供促進を図ります。 <p>◆環境に配慮した住まいづくりの誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球環境問題は大きな課題であるとともに、豊かな自然に囲まれた本市は、環境共生と大きな関わりをもつまちでもあることから、住宅の省エネルギー化や太陽光発電システムの導入促進など、環境にやさしい住宅施策を一層推進・誘導します。 <p>◆安全な住宅地づくりの誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> 減災や防犯に配慮した住宅地開発を指導・誘導します。 	<p>◆地域のうるおいづくりの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 生垣緑化やガーデニング活動等、住民による宅地内の緑化に対する支援をします。 <p>◆住民によるまちの運営・維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民主体のまちづくり活動の活性化につながる活動の支援を検討します。

3-2. 都市施設の整備・誘導の方針

1) 道路・交通体系の方針

① 幹線道路網の整備・誘導

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)	市民・行政が共に取組む協働	市民等の取組みへの支援
<p>◆幹線道路網の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路ネットワークを効果的なものにするため、隣接市町と調整のうえ、都市計画道路の整備を計画的に進めます。(高山富雄小泉線・奈良西幹線、国道163号バイパス線など) 交通事故多発地域における道路改良や、交通安全施設の整備など、円滑な交通処理の対策を図ります。 <p>◆公共交通拠点へのアクセス強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 生駒駅周辺の都市計画道路など、都市拠点を支え、公共交通の利用促進を促すアクセス幹線道路について、整備を図ります。 北生駒駅など、主要拠点駅へのアクセスを向上させるため、地域の課題に応じて、周辺からのアクセス道路網や歩道の整備・充実等を図ります。 <p>◆産業拠点を支えるアクセス道路の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業誘致を促進するため、国道163号バイパス線などの幹線道路の整備を行います。 新たな幹線道路については、バス路線としての活用を検討します。 	<p>◆都市計画道路網のあり方検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期にわたって未着手となっている都市計画道路について、「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」に基づき、将来交通量や市民等のニーズを踏まえつつ、既存路線の活用や交通規制などを含めて整備の必要性を点検・検証し、必要に応じて変更・廃止などの見直しを検討します。 <p>◆良好な沿道景観の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 幹線道路の沿道景観の向上と、賑わいづくりを推進します。 幹線道路の沿道景観向上のため屋外広告物の適切な掲出に努めます。 <p>◆ポケットパークの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩いて楽しい歩行空間とするため、地域と連携し道路残地などをポケットパークに整備します。 	<p>◆学習機会拡充の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路・交通対策等のあり方について、利用情報の提供促進や、利用促進に係る意識啓発に資する情報発信を図ります。 <p>◆市民等による管理運営・維持</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民が責任を持って街路樹や緑地帯の管理行えるアダプト制度について検討します。

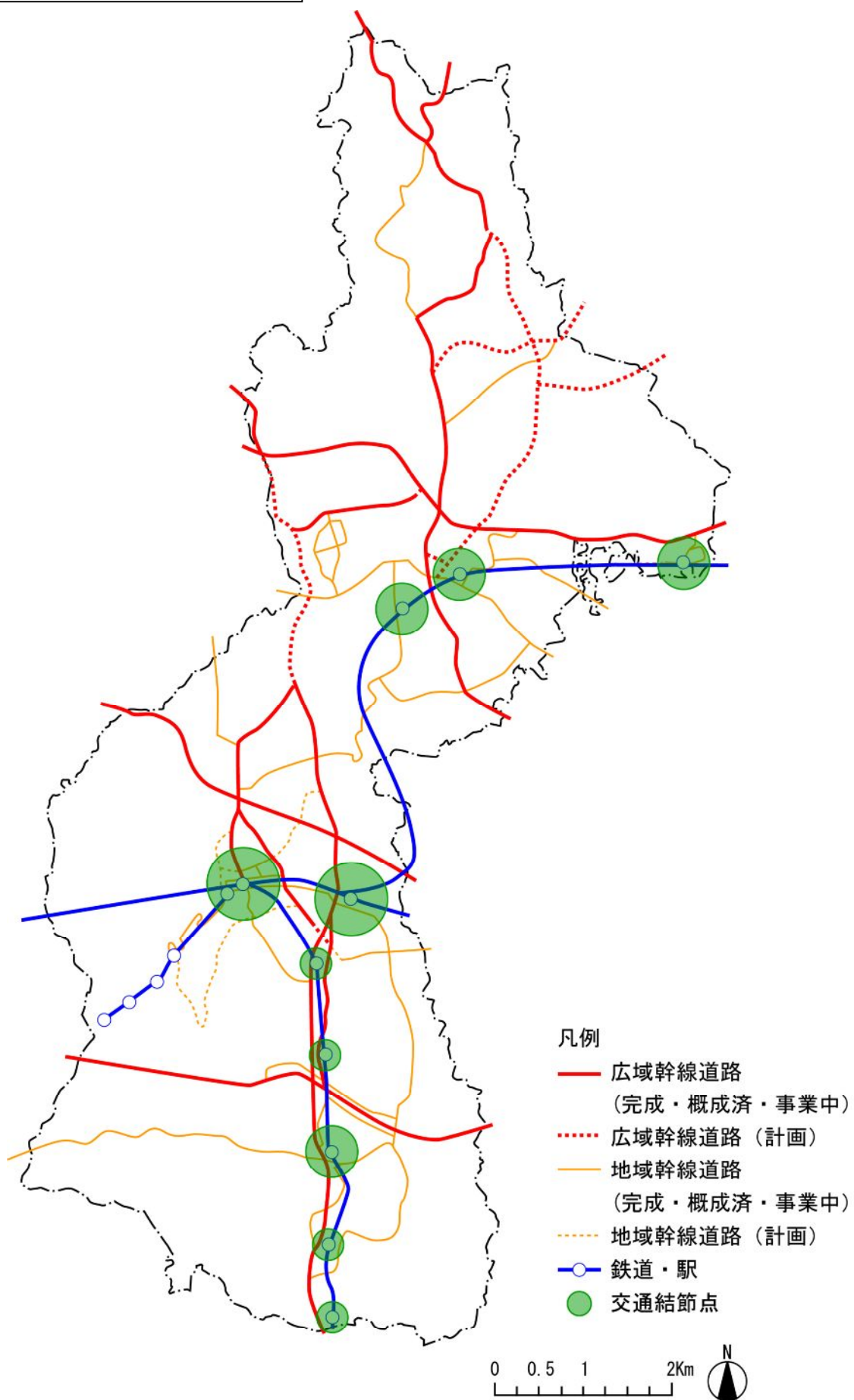
② 公共交通の利用促進

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)	市民・行政が共に取組む協働	市民等の取組みへの支援
	<p>◆公共交通サービスの維持・充実の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民・交通事業者・行政などで構成する組織において、今後の本市の公共交通に関する方策を示す計画を策定するとともに、計画に基づき、バス・鉄道サービスの維持・充実について、関係機関との連携のもと、取組みを図り、公共交通の利便性の向上を図ります。 ・公共交通サービスの空白地域において、公共交通サービスの利用促進と、高齢者も含めて車非利用者が移動しやすい環境づくりをめざし、費用対効果に十分留意しつつ、デマンドバスや乗合タクシーなど、地域住民等とバス・タクシー事業者が連携した日常的な移動の確保方策について、検討を進めます。 ・バスの利用促進に向けて、バスの運行状況をわかりやすく提示するバスマップやバス案内システムの導入について、関係機関とも連携しつつ検討を進めます。 ・駅周辺へのマイカー乗り入れ規制など、ノーマイカーデーを推進します。 	<p>◆学習機会拡充の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通対策等のあり方について、利用情報の提供促進や、利用促進に係る意識啓発に資する情報発信を図ります。 <p>◆公共交通の利用促進の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が自主的に、鉄道・バスの利用情報や、関連する駅・バス停周辺の利便施設や地域資源を楽しむための情報を収集・整理・発信し、みんなが利用したくなるような環境づくりを進める取組みについて、支援を図ります。 ・市民が自主的に、公共交通利用と併せて、企画・開催するような交流イベントの取組みについて、支援を図ります。

③ 駐車・駐輪対策と自転車利用の促進

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)	市民・行政が共に取組む協働	市民等の取組みへの支援
<p>◆自転車の利用の対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生駒駅・東生駒駅・白庭台駅・学研北生駒駅周辺において、自転車等放置禁止区域に指定し、放置自転車等の撤去を行います。 ・学研奈良登美が丘駅周辺についても奈良市と調整の上、禁止区域指定について検討します。 	<p>◆駅周辺の駐車・駐輪対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生駒駅・東生駒駅周辺を違法駐車等防止重点地域に指定し、交通指導員による巡回・啓発活動を推進します。 ・生駒駅北口開発と併せて、駐車場の拡充を図るとともに、各鉄道駅周辺について、空地等を活用しつつ、関係機関と連携しつつ、地域の実情・課題に応じた駐車・駐輪施設の充実を検討していきます。 <p>◆自転車の利用促進の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイカー利用のみに頼らない生活スタイルの普及をめざし、自転車通行空間の充実や、電動アシスト自転車の普及支援、レンタサイクルの活用促進、自転車シェアリングの支援など、自転車利用を促進する取り組みを検討していきます。 	<p>◆迷惑駐車等の抑制に関する取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアによる迷惑駐車・駐輪等の取締まりを支援・推進します。

交通体系の方針図



2) 公園緑地・河川の整備・誘導の方針

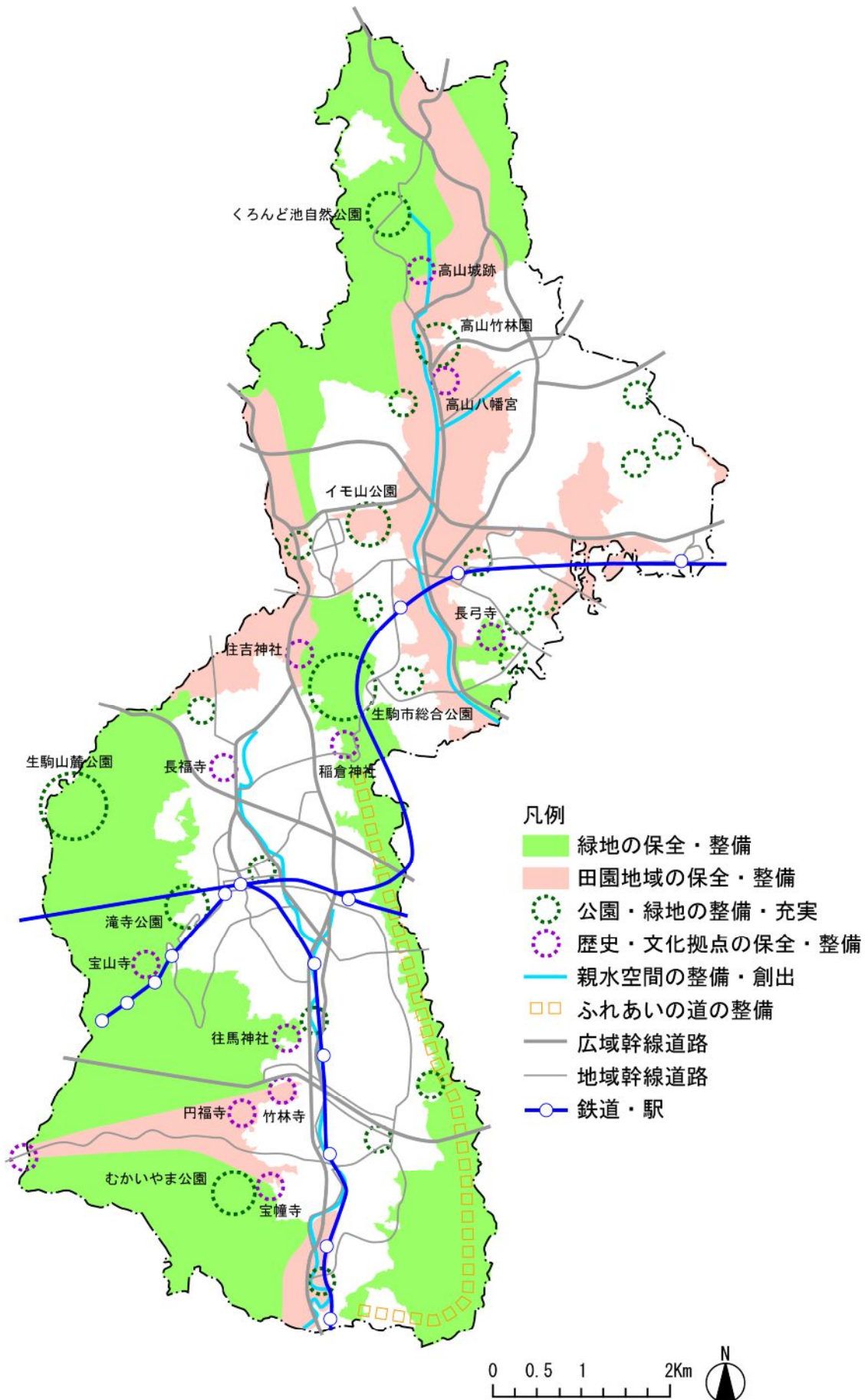
① 公園緑地の整備・誘導

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)	市民・行政が共に取組む協働	市民等の取組みへの支援
<p>◆花と緑あふれるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発等における緑化基準を適切に運用するとともに、地区計画制度や景観法等を活用し、緑地の確保や緑化推進を図ります。 <p>◆公共施設や拠点地区における緑化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の公共用地や幹線道路の緑化推進を図るとともに、緑の環境に配慮した公共事業の推進を図ります。 ・都市拠点や地域拠点等の拠点地区において、民間開発と連携し、良好な景観形成に資する公共空間の緑化に努めます。 <p>◆既存公園の適正な公園管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや高齢者等が安心して利用できるよう、既存公園等について、施設のバリアフリー化や老朽化した公園設備を住民ニーズにより計画的に更新し、住民とともに適正な公園管理を推進します。 <p>◆身近な公園環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画を基本とし、地域住民ニーズを踏まえながら、借地公園の適用検討や、環境・景観・レクリエーション機能向上等、身近な公園の充実を図ります。 ・既存の公園の防災機能のあり方について、検討していきます。 	<p>◆拠点地区や主要幹線道路における良質な緑化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市拠点や地域拠点等の拠点地区や主要な幹線道路において、市街地開発事業や地区計画制度、景観法等の活用を図り、ゆとりあるパブリックスペースの確保や質の高い景観形成を誘導していきます。 ・各拠点の地域特性や周辺資源特性を十分に踏まえつつ、個性的な緑化や水辺空間の活用、歴史的文化的なモチーフの導入など、各拠点が個性を競うような魅力ある整備を誘導していきます。 <p>◆公園緑地等を活かした市民の自主的な取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親しまれる地域の公園整備を目的に、市民が自主的に公園のリニューアルや管理を行うコミュニティパーク事業の促進を図ります。 ・市民が責任をもって公共用地の緑化推進や保全を図る体制づくりを検討します。 ・緑の市民委員会や花好き・自然好き市民交流サロンなど、地域住民と行政がともに公園の管理・利用について話し合える場・機会の拡充と支援を図ります。 	<p>◆花と緑あふれるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生垣助成制度や花と緑のわがまちづくり助成制度等の活用促進を図るとともに、花と緑の景観まちづくりコンテスト等による優良緑化事例の顕彰など、花と緑あふれる暮らし環境が身近に増えていくような取組みを支援していきます。 ・地域住民による創意工夫ある個性的な緑化の取組みを拡充するため、支援の充実について検討していきます。 <p>◆公園緑地等を活かした市民の自主的な取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が責任をもって公園等の公共用地の緑化推進や保全を図るアダプト制度について検討します。 <p>◆既存公園等の利活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存公園やスポーツ施設、学校、散策路等を活かしながら、幅広い市民が親しめるスポーツ・健康運動の交流イベントの充実など、まちぐるみで運動したくなるような健康増進の取組みを支援していきます。 <p>◆人材育成の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちなかの緑化に資するリーダーや人材育成について、いこま塾等の学習機会の拡充や、関連団体等の交流・連携の促進を支援していきます。

② 河川の整備

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)	市民・行政が共に取組む協働	市民等の取組みへの支援
<p>◆うるおいある水辺環境の保全・形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良県が整備を進めている富雄川・竜田川について、多様な生物が生息できる多自然型川づくりの整備を働きかけるとともに、生物の生息域として環境保全に努めます。 ・奈良県が整備を進めている竜田川の整備に併せて、河川堤防等を利用した遊歩道や親水公園の整備を働きかけます。 ・良好な水辺環境の育成に向けては、生活排水対策や、水量確保、浄化対策など、適切な方向を検討していきます。 ・河川景観の保全と市民の憩いの場としての魅力の向上を図ります。 <p>◆治水・水防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模な河川・水路の改修・整備を計画的・効率的に行い、通水機能を確保し、治水・水防対策に努めます。 	<p>◆被害の実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降雨時における溢水・浸水被害の実態調査を市民が行い、河川・水路の改修整備計画の基礎資料とします。 	<p>◆水辺を楽しむ取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が自主的に水辺を楽しむ場、モデルルート、楽しみ方等を企画・提案・情報発信する取組みについて、支援を行います。 ・市民が自主的に企画・開催する、水辺を活かした交流イベントの取組みについて、支援を行います。 <p>◆水辺を活かした市民の自主的な取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が責任を持って水辺に親しむ河川景観の形成のための管理等のアダプト制度について検討します。

水と緑のまちづくりの方針図



3) 上・下水道等の整備・誘導の方針

① 上水道の整備

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)	市民・行政が共に取組む協働	市民等の取組みへの支援
<p>◆上水道の安定供給の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 安定した水道水の供給を図るため、将来の企業立地動向と需要を踏まえつつ、水道水源の確保を図ります。 水質の維持・浄水技術の向上のため、浄水場の統合・改良を進めます。 災害時でも安定した水道水供給が行えるよう、施設の耐震化及び設備の改良を図ります。 	<p>◆水の有効利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 水の大切さを理解し、日頃からの節水と給水装置の適正な維持管理について、啓発・指導を図ります。 	<p>◆水の有効利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 水の大切さを理解し、日頃からの節水と給水装置の適正な維持管理について、市民等への支援を図ります。

② 下水道の整備

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)	市民・行政が共に取組む協働	市民等の取組みへの支援
<p>◆下水道の整備推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共下水道の整備とともに、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の設置を促進し、快適な生活環境づくりと河川水質の向上を図ります。 竜田川浄化センター、山田川浄化センターや下水道管渠などの下水道施設の適正な維持・管理を図ります。 	<p>◆生活排水対策の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道への接続、合併処理浄化槽への転換、浄化槽や宅地内配水設備の適正な維持管理について、指導・誘導を図ります。 	<p>◆生活排水対策の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道への接続、合併処理浄化槽への転換、浄化槽や宅地内配水設備の適正な維持管理について、市民への啓発と理解の推進を図ります。

③ 資源循環型社会の推進

行政施策の推進（ハード・ソフト両面）	市民・行政が共に取組む協働	市民等の取組みへの支援
<p>◆廃棄物処理施設の整備と資源循環型社会の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃リレーセンターおよび清掃センターの適正な管理・運営に努め、処理能力の維持・向上を図ります。 ・資源ごみの適正な分別・回収するシステムの整備を推進し、リサイクル拠点の整備およびBDFの利活用を図ります。 ・新たなエネルギー（バイオマス、太陽光、雨水など）を利活用する取組みの調査・検討を進めます。 		<p>◆資源循環型社会への取組みの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量・発生抑制・リサイクル促進に向けて、市民への啓発活動や情報提供を図ります。 ・ごみの不法投棄を防止するため、市民への啓発等の情報発信や学習機会の拡充を支援します。 ・市民が自主的に行う、環境美化等の取組みを支援します。

3-3. 自然的環境の保全・形成の方針

① 自然的環境の保全

行政施策の推進（ハード・ソフト両面）	市民・行政が共に取組む協働	市民等の取組みへの支援
<p>◆良好な田園環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のどかな田園環境を形成している、農地の保全を図るため、借地農地事業等の活用を促進します。 ・市街地内の良好な農地について、生産緑地の新たな指定拡大を検討し、身近な農地の保全を進めます。 ・新たな農地保全に係る仕組みの充実について検討を進めます。 <p>◆良好な自然的環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観法に基づき景観計画や景観条例の策定を図るとともに、市民と共に取り組む景観形成の基本計画を策定し、良好な自然的環境・景観の保全に向けて適切な運用を図ります。 <p>◆良好な自然的環境の情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然・田園環境に対する保全意識の高揚と市民参加を促進するため、自然環境等調査を実施します。 ・市民ニーズを踏まえつつ、広報や各種生涯学習の機会拡充等により、様々な情報提供を行います。 <p>◆防災に資する自然的環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の抑制を図るため、災害の危険性のある自然地等の保全を図ります。 <p>◆農政連携による鳥獣被害の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の保全と産業振興を図るため、鳥獣被害を抑制する取組みについて、農政部局等と連携しつつ、検討と対策を推進していきます。 	<p>◆山林・里山を守る取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地内の身近な里山・緑地の維持・保全・活用を図るため、市民の森制度、樹林バンク制度を促進します。 <p>◆田園環境を守る取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の保全活用につながる遊休農地活用事業や借地農地事業及び市民農園事業を促進します。 <p>◆環境の保全・美化を図る取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で行う清掃活動や美化活動、ゴミの不法投棄のパトロール等の取組みを促進します。 <p>◆希少な生態系の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希少な固有種の保全を図ります。 <p>◆幹線道路沿道の土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路沿道の土地利用については、周辺の自然景観と調和するよう指導、誘導、協議をします。 	<p>◆山林・里山を守る取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里山の自然を維持・保全するため市民等が行う、草刈りや間伐等の取組みについて、支援します。 <p>◆田園環境を守る取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化と担い手不足により、遊休農地化しないような保全についての市民の取組みを支援します。 ・農地の保全につながる営農意欲高揚のための地産地消等の市民の取組みを支援します。 <p>◆環境の保全・美化を図る取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で行う環境の保全・美化を図る新たな取組みを支援します <p>◆情報発信の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全・美化の重要性について、広く市民の意識啓発や学習に資する交流イベントや各種情報発信の取組みについて、支援します。 <p>◆人材育成の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全や美化に係るリーダーや人材育成について、いこま塾等の学習機会の拡充や、関連団体等の交流・連携の促進を支援していきます。

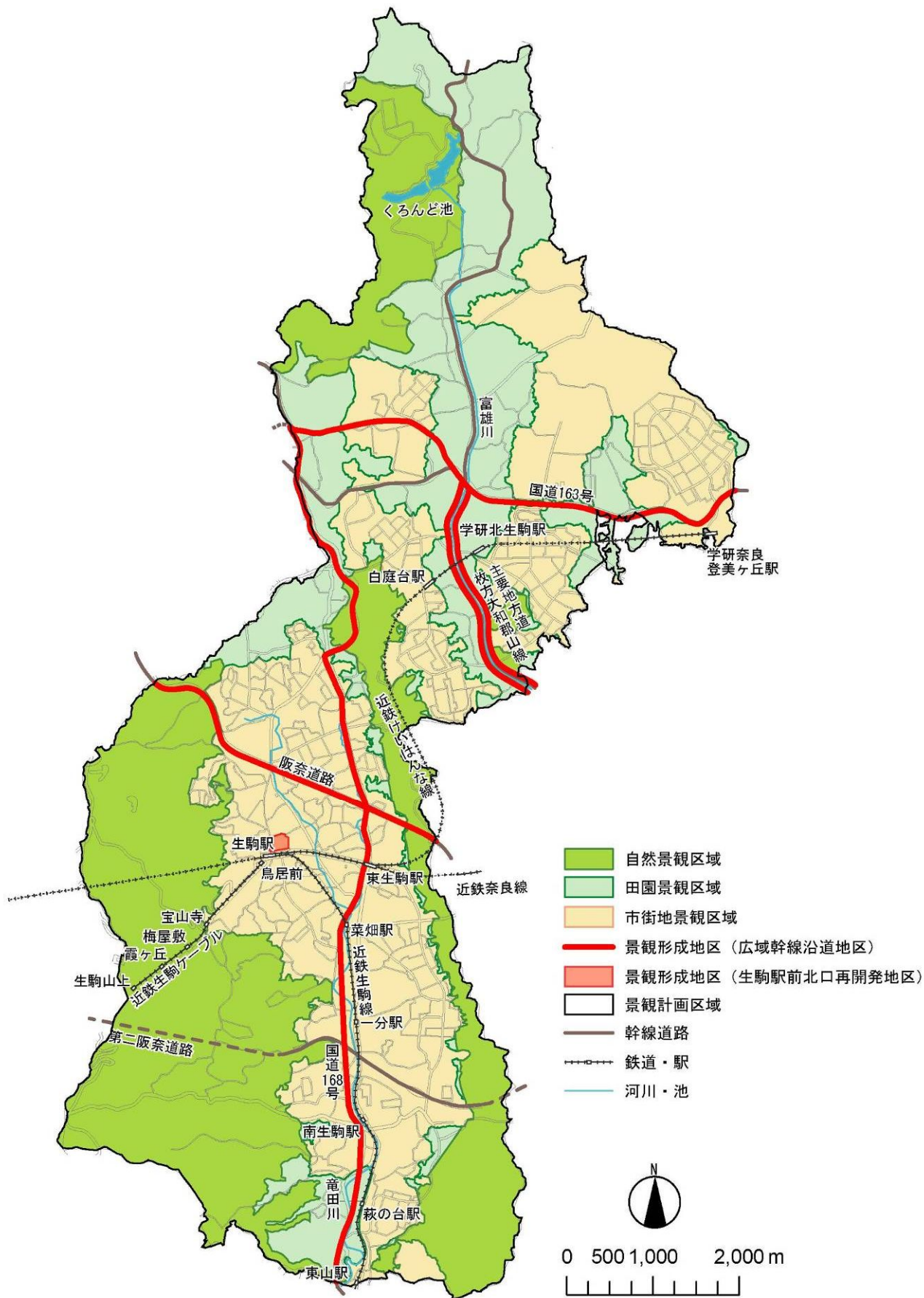
② 自然的環境の活用

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)	市民・行政が共に取組む協働	市民等の取組みへの支援
<p>◆多彩な自然等に親しむ交流・レクリエーション環境・機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里山・緑地の保全の意義や効用を学び、自然と共生する心が育まれるような環境学習や保全の取組みに係るカリキュラムの充実を図ります。 ・矢田丘陵遊歩道や生駒山のハイキングコース、くろんど池などの自然に親しむ地域資源について、適切な維持管理に努めます。 ・既存の地域資源について、より広域的な交流促進も含めて、自然体験・環境学習・地域学習など多様な体験交流イベントの一層の促進とPRの強化を図り、交流人口の増大を図ります。 <p>◆うるおいある水辺環境の保全・形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良県が整備を進めている富雄川・竜田川について、多様な生物が生息できる多自然型川づくりの整備を働きかけるとともに、生物の生息域として環境保全に努めます。 ・奈良県が整備を進めている竜田川の整備に併せて、河川堤防等を利用した遊歩道や親水公園の整備を働きかけます。 ・良好な水辺環境の育成に向けては、生活排水対策や、水量確保、浄化対策など、適切な方向を検討していきます。 <p>◆回遊環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の観光交流ルートを活用しつつ、自然・田園・歴史文化等の地域資源や、主要な公共施設、拠点駅等が連携するような、モデル散策・回遊コースや案内サイン等の充実を図ります。 	<p>◆里山環境に親しむ制度等の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な里山に親しむ環境・機会の充実を図るため、市民の森制度、樹林バンク制度等を推進し、協働による整備・保全を行います。 ・身近な農地に親しむ環境・機会の充実と、レクリエーションのため、市民農園を促進します。 <p>◆回遊環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の利便性を活かした観光交流活動の活性化をめざし、生駒ケーブルや鉄道駅、バスルートと連携した観光交流ルートや体験・学習等のイベント企画等の拡充を図ります。 	<p>◆田園環境に親しむ制度等の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な農地に親しむ環境・機会の充実と、遊休農地等の活用促進を図るため、借地農地事業、遊休農地活用事業を活用し支援を図ります。 <p>◆自然等を楽しむ取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が自主的に自然(山林・里山、水辺)・田園等の地域資源を楽しむ場、モデルルート、楽しみ方等を企画・提案・情報発信する取組みについて、支援を行います。 ・市民が自主的に企画・開催する、自然体験等の交流イベントの取組みについて、支援を行います。 <p>◆人材育成の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然的環境を活かすリーダーや人材育成について、いこま塾等の学習機会の拡充や、関連団体等の交流・連携の促進を支援していきます。

3-4. 都市景観形成の方針

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)	市民・行政が共に取組む協働	市民等の取組みへの支援
<p>◆景観法に基づく景観計画や景観条例の策定と適切な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の景観的な特性を踏まえ、景観形成の基本目標である「自然と都市が調和した景観まちづくり」の実現を目指した景観計画・景観条例の策定や、その適切な運用を推進します。 道路、河川、公園など、良好な景観形成にとって重要な要素となる公共施設については、関係機関等との連携のもと、周辺景観との調和や良好な景観形成に十分配慮した景観としていきます。 <p>◆良好な景観形成のための行為の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観上重要な位置づけがなされる地区(広域幹線沿道地区や生駒駅前北口再開発地区)については、景観形成地区として位置づけ、きめ細かな景観規制と質の高い景観形成を図っていきます。 <p>◆屋外広告物の規制</p> <ul style="list-style-type: none"> 良好な景観の形成に向けて重要な要素となる屋外広告物について、県の条例に基づき、県をはじめ、関係市町と連携しながら適切に運用します。 	<p>◆良好な景観形成のための行為の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> 一定規模以上の建築物などの建設や開発行為を行う場合は、魅せる景観、見られる景観の考えに基づき、周辺と調和した良好な景観形成に向けて、規制・誘導を図っていきます。 自然、田園、市街地の良好な景観形成を図るため、景観形成に関する区域区分(市街地景観区域、田園景観区域、自然景観区域)に基づき、各区域の景観形成の基準との適合を図りつつ、良好な景観の形成に協働で取組んでいきます。 景観形成地区は、今後、市民との協働のもと、景観に十分配慮すべき地区(景観配慮地区)の検討を図りながら、必要に応じた追加指定を促進していきます。 <p>◆屋外広告物の適正な掲出</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域における良好な景観の形成に向けて、道路などに掲出された違反広告物の除却作業を促進します。 <p>◆良好な景観形成に向けての継続的な協働の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観法に基づく景観計画の運用(具体的なルールづくり)や、協働に基づく、より一層良好な景観づくりに取組むための景観基本計画の策定に向けて、継続的な市民との対話の機会づくりを図っていきます。 	<p>◆生駒の良好な景観を学ぶ取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 生駒の良好な景観資源や問題点、景観法や景観計画等に関心を持ち、学習したり、様々な交流を行う機会の充実・支援を図るとともに、広報紙等による情報発信を図ります。 <p>◆既存制度等を活かした良好な景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 生垣助成制度、花と緑のわがまちづくり助成制度、景観形成地区指定等の活用促進を図るとともに、花と緑の景観まちづくりコンテスト等による優良事例の顕彰など、良好な景観形成の取組みの支援を図ります。 <p>◆景観を積極的に楽しむ取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民が自主的に景観を楽しむ場、モデルルート、楽しみ方等を企画・提案・情報発信する取組みや、自然等の景観体験等の交流イベントを企画・開催する取組みについて、支援を図ります。 <p>◆人材育成の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観形成に資するリーダーや人材育成について、いこま塾等の学習機会の拡充や、関連団体等の交流・連携の促進を支援していきます。

都市景観形成の方針図



3-5. 安全・安心のまちづくり方針

1) 都市防災の方針

① 防災まちづくりの推進

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)	市民・行政が共に取組む協働	市民等の取組みへの支援
<p>◆防災まちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が管理すべき河川・水路について、地域の現状に配慮した治水対策を講じるとともに、竜田川、富雄川等の一級河川の改修を県に働きかけていきます。 ・市有建築物の早急な耐震診断と適切な改修を実施します。 ・既存の公園の防災機能のあり方について、検討していきます。 ・災害の抑制を図るため、減災に資する自然地等の保全を図るとともに、防災上問題があり宅地利用に適さない土地については、宅地利用の規制を検討していきます。 ・緊急輸送活動の確保、道路交通管制体制の整備を関係機関との連携を図りながら推進します。 	<p>◆都市基盤の防災対策の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上・下水道、電気、ガス、通信などのライフラインについて、災害時における被害の軽減を図るため、耐震化を推進します。 ・ため池崩壊を未然に防ぐため、マニュアルシートの作成を指導し、適切な維持管理を支援していきます。 ・危険物施設の保安の強化、施設の保全、耐震化、保安指導の強化を図ります。 <p>◆市街地の耐震化・不燃化の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路が狭く木造老朽建築物が密集する既成市街地において、建築物の耐震化の促進、建物の更新と併せたオープンスペースの確保など、市街地の防災性の向上を図っていきます。 <p>◆都市の防災構造の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内の防火、防災対策の推進、防災空間、防災拠点の体系的整備を図っていきます。 	<p>◆市街地の耐震化・不燃化の取組みの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般建築物の耐震診断・改修の支援を継続し、耐震化を推進していきます。 <p>◆自主防災組織の結成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の結成の推進、資機材整備の支援を図ります。

② 減災体制の強化

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)	市民・行政が共に取組む協働	市民等の取組みへの支援
<p>◆減災まちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害危険個所の継続調査を進めるとともに、その結果を踏まえつつ、避難場所等の総点検と指定の見直しを図っていきます。 ・大和川流域の総合治水対策として、ため池治水利用施設や雨水貯留浸透施設の整備を行います。 ・市有建築物の早急な耐震診断と適切な改修を実施します。 ・災害の抑制を図るため、減災に資する自然地等の保全を図るとともに、防災上問題があり宅地利用に適さない土地については、宅地利用の規制を検討していきます。 ・防災に関する様々なハザードマップ、危険度マップの作成、配布等による防災情報の発信を図ります。 <p>◆防災ボランティア団体、量販店等との連携促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における人材や物資等の確保や活動を進めるため、防災ボランティア団体や量販店等との協定を行い、連携した防災対策を進めていきます。 <p>◆情報提供や伝達体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な危機事象に対応する計画マニュアルを作成します。 ・要援護者安否確認支援体制を確立します。 ・行政と地域の諸団体、医療などの機関と連携した健康ネットワークづくりを推進します。 	<p>◆災害時応急体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震等災害発生時に、的確な判断に基づき行動ができるよう、災害時の情報処理方法や対応をマニュアル化し、情報システムとして整備します。 ・災害時要援護者や観光客も含めた的確な避難が図れるよう、要援護者情報の把握に努めるとともに、関係機関等との連携のもと、避難・誘導体制の強化を図ります。 ・発災時の活動に必要な様々な技術、スキルの習得、向上のため市民と協働で市民参加型の防災訓練を実施します。 <p>◆避難路沿道の建物の耐震化・不燃化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域避難地や一時避難地への避難が安全に行われるよう、避難路沿道建物の耐震化や不燃化を検討します。 <p>◆開発基準による安全な住宅地の誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減災や防犯に配慮した住宅地開発を指導・誘導します。 	<p>◆防災意識の啓発、向上と自主防災体制の整備強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民・企業の防災意識の向上を図るため、様々な方法、機会を通じて、ハザードマップ、災害危険個所、避難場所、地域防災計画など、防災に関する情報提供を行います。 ・自主防災組織の結成を促進するとともに、住民等の防災訓練への参加促進を図ります。 ・自治会等のコミュニティ形成や情報把握・伝達体制づくりの重要性に関する意識啓発に係る情報発信や学習機会づくりを支援していきます。 <p>◆地域の安全・安心を知る取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分たちが住んでいる地域について、地域住民が、防災の面で危険な場所がないか、災害時の避難活動等の問題はないか等、安全・安心に係る問題・課題を調べたり知るような取組みの支援を図ります。 <p>◆あいさつ、見守り活動の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全安心なまちづくりと、市民の自主的な防災・防犯活動につながるあいさつ運動や見守り活動が進められるよう啓発に努めます。 <p>◆地域の安全・安心の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主的な防災、減災活動の支援を検討します。

2) その他公共施設等の整備・誘導の方針

① バリアフリー化と交通安全対策の推進

行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)	市民・行政が共に取組む協働	市民等の取組みへの支援
<p>◆道路のバリアフリー化と交通安全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全で快適な歩行空間を確保するため、人や車の交通量が多い鉄道駅周辺や公共施設集積地周辺等では、歩道の設置や段差の解消、手摺り等の設置など、道路のバリアフリー化を推進します。 交通事故が多発する交差点や危険個所において、信号機や横断歩道などの設置を関係機関に要望するとともに、街灯、カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設を整備・管理します。 <p>◆公共施設のバリアフリー化</p> <ul style="list-style-type: none"> 庁舎や学校施設、保育施設など、各種の公共施設において、高齢者や障がい者はもちろん、子どもや妊婦、ベビーカーが安心して移動できるよう、段差の解消やスロープ・手摺りの設置など、バリアフリー化を図ります。 	<p>◆公益施設のバリアフリー化</p> <ul style="list-style-type: none"> 不特定多数の人が利用する商業施設等の民間公益施設について、バリアフリー化を指導・誘導していくとともに、市民等が自主的に行うバリアフリー調査を支援していきます。 <p>◆道路の交通安全対策の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通事故が多発する住宅地等において、地域住民との協働のもと、車両への交通規制や注意喚起の取組み等を検討していきます。 <p>◆協働による狭隘な生活道路の改善と、歩行環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 既成市街地等における、安全面や防災面で問題がみられる狭い主要生活道路については、日常生活における快適で便利な交通を確保するため、地権者の協力を得ながら、車両通行規制による安全な通行の確保を図るとともに、沿道建物の更新と併せたセットバック等により、道路拡幅や歩行空間の整備に努めます。 	<p>◆安全・安心な地域づくりへの取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全・安心な地域づくりに向けて、地域住民が学んだり話し合ったりする自治会等の活動について、支援を図ります。 各種情報の提供や相談、専門家派遣、人材交流など、地域住民の一体となった取組みや人材育成を支援します。 <p>◆地域の安全・安心を知る取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 自分たちが住んでいる地域について、地域住民が、交通安全等の面で危険な場所がないか等、安全・安心に係る問題・課題を調べたり知るといった取組みの支援を図ります。

② 生活道路の整備・誘導

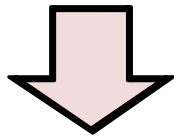
行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)	市民・行政が共に取組む協働	市民等の取組みへの支援
<p>◆交通安全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・交通安全施設の整備を推進します。・住宅地内の生活道路は、住民が、コミュニティを行う公共空間の場でもあるため、通過交通の進入抑制等の交通安全対策を検討します。 <p>◆安全な歩行空間の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・すべての人が安全・安心に歩けるための歩行空間の整備を進めます。 <p>◆保水能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none">・道路等の透水性舗装等により、雨水の保水能力を高めます。	<p>◆安全な道路整備</p> <ul style="list-style-type: none">・安全安心な生活道路とするため建て替えに伴うセットバックなどにより、狭い道路の整備に努めます。	<p>◆歩行空間の確保</p> <ul style="list-style-type: none">・歩いて楽しい歩行空間の確保に向け、“花と緑の景観まちづくり”など、地域においてそれぞれ特色ある取組みを進めます。

③ 福祉のまちづくりの推進

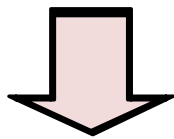
行政施策の推進 (ハード・ソフト両面)	市民・行政が共に取組む協働	市民等の取組みへの支援
<p>◆中核的な医療施設の設置推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次救急医療などを担う地域の中核的な病院の設置を図るとともに、周辺のバリアフリー化や公共交通等のアクセスしやすい環境の充実等を図ります。 <p>◆ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての人が安全で快適に公共施設等を利用できるように、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。 ・既存の公共空間や公共施設においてはバリアフリー化を促進します。 	<p>◆高齢者福祉等の支援環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会等と連携しつつ、高齢者サロンとして活動できる場所の拡大を図ります。 ・地域福祉活動のための拠点の整備を支援し、住民の福祉活動への参加や地域の交流を促進します。 <p>◆子育て支援環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地開発が進む地域で増加する保育需要に対応するため、私立保育所の開設を支援し、待機児童の解消を図ります。 ・子育て支援に関する研修会や育児教室などの各種教室など、誰もが子育てに興味を持ち参加できるような機会を拡大します。 <p>◆各種交流環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近で日常的な交流環境(高齢者福祉、子育て支援、コミュニティ活性化)等の充実に向けて、地域の空地・空家の活用や、最寄駅周辺での交流環境の導入検討など、地域住民ニーズを踏まえつつ、有効な取組みを誘導・促進していきます。 <p>◆民間施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅や店舗等民間の施設においても福祉のまちづくり条例に基づき、ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の指導を進めます。 <p>◆安心して暮らせる住宅供給の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス付きの住宅やグループホーム等、高齢者や障害者も安心して暮らすことのできる住宅供給を福祉施策と連携し促進します。 	<p>◆地域主体の健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の歩こう会や公共用地の管理など自主的な住民の健康づくり活動が進められるよう支援します。

生駒市都市計画マスタープラン 策定作業の今後の予定

11月29日 第8回専門部会 地域別構想の検討



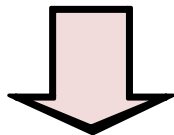
12月17日 第9回専門部会 実現化に向けて
都市計画マスタープラン全体案について



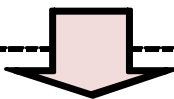
12月24日 第5回策定委員会 都市計画マスタープラン案について
(16:00から開催予定)

1月：パブリックコメントの実施

2月中旬 第10回専門部会 パブリックコメント結果を踏まえた最終案
について



2月下旬 第6回策定委員会 最終都市計画マスタープラン案について



2月下旬 都市計画審議会 都市計画マスタープランの策定について
の報告

3月 市議会 都市計画マスタープランの策定について
の報告